

令和7年度

高知市特別職報酬等審議会資料

令和8年1月27日

高知市

# 目 次

1. 高知市特別職報酬等審議会委員名簿	1
2. 高知市特別職報酬等審議会条例	2
3. 高知市長等の給与、旅費等に関する条例（抜粋）	4
4. 高知市報酬並びに費用弁償条例（抜粋）	8
5. 地方自治法（抜粋）	11
6. 高知市議会政務活動費の交付に関する条例（抜粋）	12
7. 高知市議会政務活動費の交付に関する条例施行規則（抜粋）	14
8. 特別職の報酬等について（旧自治省通知）	16
9. 給与勧告の骨子（人事院）	18
10. 公務員の給与改定に関する取扱いについて	19
11. 勧告等の骨子（高知県人事委員会）	20
12. 高知市職員の給与等の状況	25
13. 高知市の決算の状況	26
14. 高知市給与改定率の変遷	29
15. 高知市の給料及び報酬月額比較	32
16. 四国県庁所在市及び高知県との給料及び報酬月額の比較	34
17. 年収比較（試算値）	42
18. 県庁所在市及び中核市特別職の給料月額比較	46
19. 県庁所在市及び中核市議長等の報酬月額比較	48
20. 中核市等市議会議員の委員長等の報酬の状況	50
21. 四国4市 市議会議員報酬月額の状況	51
22. 高知県下11市 市議会議員の報酬月額の状況	
23. 高知県下11市 特別職の給料月額の状況	
24. 委員会委員長職等への報酬加算の検討経過	52
25. 中核市等政務活動費の状況	54
26. 市議会議員の活動状況	56

# 1 高知市特別職報酬等審議会委員名簿

(50音順)

自 令和7年2月1日  
任 期  
至 令和9年1月31日

委員	池澤研吉	(一社) 高知県労働者福祉協議会会長
〃	受田浩之	国立大学法人高知大学学長
〃	内川由加	(元) 高知市職員
〃	梶原絹代	高知商工会議所女性会会長
〃	鎌倉京子	J A高知市女性部副部長
〃	小林達司	(一社) 高知県銀行協会会長
〃	佐竹新市	学校法人龍馬学園理事長
〃	高崎元宏	(一社) 高知市医師会副会長
〃	田中佐和子	(特非) N P O高知市民会議専務理事
〃	中澤慎二	(元) 高知市副市長

敬称略

## 2 高知市特別職報酬等審議会条例

○高知市特別職報酬等審議会条例

(昭和49年4月30日条例第35号)

(設置)

第1条 議員報酬等の額について審議し、市長に勧告するほか、市長の求めに応じて議員報酬等の額について意見を述べる機関として、高知市特別職報酬等審議会(以下「審議会」という。)を置く。

(所掌事項等)

第2条 審議会は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 議員報酬の額並びに市長及び副市長の給料の額について審議し、市長に勧告すること。
- (2) 高知市議会政務活動費の交付に関する条例(平成13年条例第19号)第3条第1項に規定する政務活動費の額について、市長の求めに応じて審議し、意見を述べること。

2 市長は、前項の規定による審議会の勧告及び意見を尊重するものとし、議員報酬の額並びに市長及び副市長の給料の額並びに政務活動費の額に関する条例を議会に提出するときは、当該勧告又は意見を受けた後にこれを提出するものとする。

(委員)

第3条 審議会は、委員10人をもつて組織し、その委員は高知市の区域内の公共的団体等の代表者その他住民のうちから市長が任命する。

2 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長)

第4条 審議会に会長を置き、会長は委員の互選により定める。

2 会長は、会務を総理する。

3 会長に事故あるとき、又は会長が欠けたときは、あらかじめ、会長の指定する委員が、その職務を代理する。

(会議)

第5条 審議会は、会長が招集する。

2 会議は、定例会並びに臨時会とし、定例会は、毎年1回開催するものとする。

3 審議会は、委員の3分の2以上が出席しなければ会議を開くことができない。

(庶務)

第6条 審議会の庶務は、総務部において処理する。

(委任)

第7条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は市長が定める。

附 則

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 高知市特別職報酬等審議会条例(昭和39年条例第47号)は、廃止する。

附 則(平成17年1月1日条例第2号)抄  
(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成19年4月1日条例第3号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成20年9月1日条例第112号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成25年1月1日条例第2号)

- 1 この条例は、地方自治法の一部を改正する法律(平成24年法律第72号)の施行の日から施行する。

### 3 高知市長等の給与、旅費等に関する条例（抜粋）

○高知市長等の給与、旅費等に関する条例

(昭和26年3月16日条例第13号)

(目的及び適用範囲)

第1条 この条例は、次に掲げる常勤の特別職の職員(以下「職員」という。)の給与、旅費等について定めることを目的とする。

- (1) 市長
- (2) 副市長
- (3) 教育長
- (4) 上下水道事業管理者
- (5) 常勤の監査委員

2 前項各号に掲げる職員以外の職員の給与並びに旅費については別に条例で定める。

(給与)

第2条 職員の受ける給与は、給料、通勤手当及び期末手当とする。

第3条 職員の給料月額を別表1による。

第3条の2 職員の通勤手当の支給については、高知市職員給与条例(昭和26年条例第11号。以下「給与条例」という。)の適用を受ける一般職の職員の例による。ただし、通勤のため庁用自動車を使用することができる職員については、通勤手当を支給しない。

第4条 職員の期末手当の支給については、給与条例の適用を受ける一般職の職員の例による。この場合において、期末手当の算出の基礎となる額は、給料月額及び給料月額に100分の20を乗じて得た額の合計額とする。

2 前項の場合において、給与条例第19条第2項中「100分の127.5」とあるのは、※「100分の177.5」と読み替えるものとする。

※「100分の175」から改正(令和7年12月1日適用)

附 則

1 この条例は、公布の日から施行し、昭和26年1月1日から適用する。

2 高知市長等の給料及び旅費の額並びにその支給方法条例(昭和22年高知市条例第19号)は、廃止する。

3 平成10年3月に支給する期末手当に関する第4条第1項の規定の適用については、同項の規定によりその例によることとされる高知市職員給与条例の一部を改正する条例(平成9年条例第56号)による改正後の給与条例第19条第2項中「100分の55」とあるのは、「100分の50」とする。

4 平成17年4月1日から平成19年3月31日までの間、職員に支給する給料月額は第3条の規定にかかわらず、別表1の区分に応じ、それぞれ同表に掲げる給料月額から当該給料月額に100分の10を乗じて得た額を減じて得た額とする。ただし第4条並びに高知市職員の退職手当に関する条例(昭和29年条例第33号)第5条の6及び第8条の2の規定を適用する場合における給料月額は、同表に規定する額とする。

5 平成17年1月1日から平成19年3月31日までの間、職員に支給する日当は、別表2日当の欄中「3,000円」とあるのは、「1,500円」と読み替えるものとする。

6 平成19年4月1日から平成22年3月31日までの間、職員に支給する日当は、別表2日当の欄中「3,000円」とあるのは、「1,500円」と読み替えるものとする。

- 7 平成19年4月1日から平成20年3月31日までの間、職員に支給する給料月額第3条の規定にかかわらず、別表1の区分に応じ、それぞれ同表に掲げる給料月額から当該給料月額に100分の10を乗じて得た額を減じて得た額とする。ただし第4条並びに高知市職員の退職手当に関する条例第5条の6及び第8条の2の規定を適用する場合における給料月額は、同表に規定する額とする。
- 8 平成20年4月1日から平成21年3月31日までの間、職員に支給する給料月額は第3条の規定にかかわらず、別表1の区分に応じ、それぞれ同表に掲げる給料月額から当該給料月額に100分の10を乗じて得た額を減じて得た額とする。ただし第4条並びに高知市職員の退職手当に関する条例第5条の6及び第8条の2の規定を適用する場合における給料月額は、同表に規定する額とする。
- 9 平成21年4月1日から平成22年3月31日までの間、職員に支給する給料月額は第3条の規定にかかわらず、別表1の区分に応じ、それぞれ同表に掲げる給料月額から、市長にあつては当該給料月額に100分の20を乗じて得た額を、副市長にあつては当該給料月額に100分の15を乗じて得た額を、水道事業管理者、常勤の監査委員及び教育長にあつては当該給料月額に100分の10を乗じて得た額を減じて得た額とする。ただし、第4条並びに高知市職員の退職手当に関する条例第5条の6及び第8条の2の規定を適用する場合における給料月額は、同表に規定する額とする。
- 10 平成21年6月に支給する期末手当に関する第4条第2項の規定の適用については、同項中「とあるのは「100分の160」」とあるのは、「とあるのは「100分の145」」とする。
- 11 平成22年4月1日から平成23年3月31日までの間、職員に支給する給料月額は第3条の規定にかかわらず、別表1の区分に応じ、それぞれ同表に掲げる給料月額から、市長にあつては当該給料月額に100分の20を乗じて得た額を、副市長にあつては当該給料月額に100分の15を乗じて得た額を、水道事業管理者、常勤の監査委員及び教育長にあつては当該給料月額に100分の10を乗じて得た額を減じて得た額とする。ただし、第4条並びに高知市職員の退職手当に関する条例第5条の6及び第8条の2の規定を適用する場合における給料月額は、同表に規定する額とする。
- 12 平成22年4月1日から平成26年3月31日までの間、職員に支給する日当は、別表2日当の欄中「3,000円」とあるのは、「1,500円」と読み替えるものとする。
- 13 平成23年4月1日から平成24年3月31日までの間、職員に支給する給料月額は、第3条の規定にかかわらず、別表1の区分に応じ、それぞれ同表に掲げる給料月額から、市長にあつては当該給料月額に100分の20を乗じて得た額を、副市長にあつては当該給料月額に100分の15を乗じて得た額を、水道事業管理者、常勤の監査委員及び教育長にあつては当該給料月額に100分の10を乗じて得た額を減じて得た額とする。ただし、第4条並びに高知市職員の退職手当に関する条例第5条の6及び第8条の2の規定を適用する場合における給料月額は、同表に規定する額とする。
- 14 平成24年4月1日から平成25年3月31日までの間、職員に支給する給料月額は、第3条の規定にかかわらず、別表1の区分に応じ、それぞれ同表に掲げる給料月額から、市長にあつては当該給料月額に100分の20を乗じて得た額を、副市長にあつては当該給料月額に100分の15を乗じて得た額を、水道事業管理者、常勤の監査委員及び教育長にあつては当該給料月額に100分の10を乗じて得た額を減じて得た額とする。ただし、第4条並びに高知市職員の退職手当に関する条例第5条の6及び第8条の2の規定を適用する場合における給料月額は、同表に規定する額とする。

- 15 平成25年4月1日から平成26年3月31日までの間、職員に支給する給料月額、第3条の規定にかかわらず、別表1の区分に応じ、それぞれ同表に掲げる給料月額から、市長にあつては当該給料月額に100分の20を乗じて得た額を、副市長にあつては当該給料月額に100分の15を乗じて得た額を、水道事業管理者、常勤の監査委員及び教育長にあつては当該給料月額に100分の10を乗じて得た額を減じて得た額とする。ただし、第4条並びに高知市職員の退職手当に関する条例第5条の6及び第8条の2の規定を適用する場合における給料月額は、同表に規定する額とする。
- 16 前項の規定にかかわらず、平成25年10月1日から平成26年3月31日までの間、職員に支給する給料月額は、第3条の規定にかかわらず、別表1の区分に応じ、それぞれ同表に掲げる給料月額から、市長にあつては当該給料月額に100分の25を乗じて得た額を、副市長にあつては当該給料月額に100分の20を乗じて得た額を、水道事業管理者、常勤の監査委員及び教育長にあつては当該給料月額に100分の15を乗じて得た額を減じて得た額とする。ただし、第4条並びに高知市職員の退職手当に関する条例第5条の6及び第8条の2の規定を適用する場合における給料月額は、同表に規定する額とする。
- 17 平成26年4月1日から平成27年3月31日までの間、職員に支給する給料月額は、第3条の規定にかかわらず、別表1の区分に応じ、それぞれ同表に掲げる給料月額から、市長にあつては当該給料月額に100分の10を乗じて得た額を、副市長、上下水道事業管理者、常勤の監査委員及び教育長にあつては当該給料月額に100分の5を乗じて得た額を減じて得た額とする。ただし、第4条並びに高知市職員の退職手当に関する条例第5条の6及び第8条の2の規定を適用する場合における給料月額は、同表に規定する額とする。
- 18 平成27年4月1日から平成28年3月31日までの間、職員に支給する給料月額は、第3条の規定にかかわらず、別表1の区分に応じ、それぞれ同表に掲げる給料月額から、市長にあつては当該給料月額に100分の10を乗じて得た額を、副市長、教育長、上下水道事業管理者及び常勤の監査委員にあつては当該給料月額に100分の5を乗じて得た額を減じて得た額とする。ただし、第4条並びに高知市職員の退職手当に関する条例第5条の6及び第8条の2の規定を適用する場合における給料月額は、同表に規定する額とする。
- 19 平成28年4月1日から平成29年3月31日までの間、職員に支給する給料月額は、第3条の規定にかかわらず、別表1の区分に応じ、それぞれ同表に掲げる給料月額から、市長にあつては当該給料月額に100分の10を乗じて得た額を、副市長、教育長、上下水道事業管理者及び常勤の監査委員にあつては当該給料月額に100分の5を乗じて得た額を減じて得た額とする。ただし、第4条並びに高知市職員の退職手当に関する条例第5条の6及び第8条の2の規定を適用する場合における給料月額は、同表に規定する額とする。
- 20 平成29年4月1日から平成30年3月31日までの間、職員に支給する給料月額は、第3条の規定にかかわらず、別表1の区分に応じ、それぞれ同表に掲げる給料月額から、市長にあつては当該給料月額に100分の10を乗じて得た額を、副市長、教育長、上下水道事業管理者及び常勤の監査委員にあつては当該給料月額に100分の5を乗じて得た額を減じて得た額とする。ただし、第4条並びに高知市職員の退職手当に関する条例第5条の6及び第8条の2の規定を適用する場合における給料月額は、同表に規定する額とする。
- 21 平成30年4月1日から平成31年3月31日までの間、職員に支給する給料月額は、第3条の規定にかかわらず、別表1の区分に応じ、それぞれ同表に掲げる給料月額から、市長にあつては当該給料月額に100分の10を乗じて得た額を、副市長、教育長、上下水道事業管理者及び常勤の監査委員にあつては当該給料月額に100分の5を乗じて得た額を減じて得た額とする。ただし、第4条並びに高知市職員の退職手当に関する条例第5条の6及び第8条の2の規定を適用する場合における給料月額は、同表に規定する額とする。

- 22 平成31年4月1日から令和2年3月31日までの間、職員に支給する給料月額、第3条の規定にかかわらず、別表1の区分に応じ、それぞれ同表に掲げる給料月額から、市長にあつては当該給料月額に100分の10を乗じて得た額を、副市長、教育長、上下水道事業管理者及び常勤の監査委員にあつては当該給料月額に100分の5を乗じて得た額を減じて得た額とする。ただし、第4条並びに高知市職員の退職手当に関する条例第5条の6及び第8条の2の規定を適用する場合における給料月額は、同表に規定する額とする。
- 23 令和2年4月1日から令和3年3月31日までの間、市長、中澤副市長、教育長及び上下水道事業管理者に支給する給料月額は、第3条の規定にかかわらず、別表1の区分に応じ、それぞれ同表に掲げる給料月額から、市長にあつては当該給料月額に100分の10を乗じて得た額を、中澤副市長、教育長及び上下水道事業管理者にあつては当該給料月額に100分の5を乗じて得た額を減じて得た額とする。ただし、第4条並びに高知市職員の退職手当に関する条例第5条の6及び第8条の2の規定を適用する場合における給料月額は、同表に規定する額とする。
- 24 令和3年4月1日から令和4年3月31日までの間、市長、中澤副市長、教育長及び上下水道事業管理者に支給する給料月額は、第3条の規定にかかわらず、別表1の区分に応じ、それぞれ同表に掲げる給料月額から、市長にあつては当該給料月額に100分の10を乗じて得た額を、中澤副市長、教育長及び上下水道事業管理者にあつては当該給料月額に100分の5を乗じて得た額を減じて得た額とする。ただし、第4条並びに高知市職員の退職手当に関する条例第5条の6及び第8条の2の規定を適用する場合における給料月額は、同表に規定する額とする。
- 25 令和4年4月1日から令和5年3月31日までの間、市長、中澤副市長、教育長及び上下水道事業管理者に支給する給料月額は、第3条の規定にかかわらず、別表1の区分に応じ、それぞれ同表に掲げる給料月額から、市長にあつては当該給料月額に100分の10を乗じて得た額を、中澤副市長、教育長及び上下水道事業管理者にあつては当該給料月額に100分の5を乗じて得た額を減じて得た額とする。ただし、第4条並びに高知市職員の退職手当に関する条例第5条の6及び第8条の2の規定を適用する場合における給料月額は、同表に規定する額とする。
- 26 令和5年4月1日から同年11月29日までの間、市長、中澤副市長、教育長及び上下水道事業管理者に支給する給料月額は、第3条の規定にかかわらず、別表1の区分に応じ、それぞれ同表に掲げる給料月額から、市長にあつては当該給料月額に100分の10を乗じて得た額を、中澤副市長、教育長及び上下水道事業管理者にあつては当該給料月額に100分の5を乗じて得た額を減じて得た額とする。ただし、第4条並びに高知市職員の退職手当に関する条例第5条の6及び第8条の2の規定を適用する場合における給料月額は、同表に規定する額とする。
- 27 令和6年1月1日から同年3月31日までの間、市長、副市長、教育長及び上下水道事業管理者に支給する給料月額は、第3条の規定にかかわらず、別表1の区分に応じ、それぞれ同表に掲げる給料月額から、市長にあつては当該給料月額に100分の10を乗じて得た額を、副市長、教育長及び上下水道事業管理者にあつては当該給料月額に100分の5を乗じて得た額を減じて得た額とする。ただし、第4条並びに高知市職員の退職手当に関する条例第5条の6及び第8条の2の規定を適用する場合における給料月額は、同表に規定する額とする。
- ※令和6年3月31日を以て減額措置終了

別表1

区分	給料月額
市長	1,075,000 円
副市長	866,000
教育長	719,000
上下水道事業管理者	719,000
常勤の監査委員	567,000

## 4 高知市報酬並びに費用弁償条例（抜粋）

○高知市報酬並びに費用弁償条例

（昭和22年6月9日条例第18号）

第1条 この条例は、別に定めのあるもののほか、地方自治法（昭和22年法律第67号）第203条第4項の規定による市議会議員の議員報酬及び費用弁償等並びに同法第203条の2第5項の規定による次に掲げる特別職の職員で非常勤のもの（以下「特別職の職員」という。）の報酬及び費用弁償について定めることを目的とする。

- (1) 選挙管理委員
- (2) 臨時に選挙管理委員に補充された選挙管理委員補充員
- (3) 市議会議員の中から選任された監査委員
- (4) 識見を有する者の中から選任された監査委員
- (5) 公平委員会委員
- (6) 教育委員会委員
- (7) 固定資産評価審査委員会委員
- (8) 固定資産評価員
- (9) 専門委員
- (10) 農業委員会委員
- (11) 農地利用最適化推進委員
- (12) 社会教育委員
- (13) スポーツ推進委員
- (14) 土木委員
- (15) 土地区画整理事業評価員
- (16) 選挙長、投票所の投票管理者、期日前投票所の投票管理者、開票管理者、選挙立会人、投票所の投票立会人、期日前投票所の投票立会人及び開票立会人
- (17) 地方公務員法（昭和25年法律第261号）第3条第3項第3号に規定する職にある者
- (18) 法令又は条例により設けられた附属機関その他これに類する機関の委員

第2条 市議会議員の議員報酬又は特別職の職員の報酬（以下「報酬」と総称する。）の額は、別表の定額とし、各々その職務に従つてこれを支給する。ただし、市の常勤職員がこの条例に規定する職務（前条第16号に掲げるものを除く。）を兼ねた場合の報酬は、支給しない。

第3条 市議会議員で6月1日及び12月1日（以下この条においてこれらの日を「基準日」という。）に在職する者はそれぞれの期間につき期末手当を支給する。これらの基準日前1月以内に、辞職し、退職し、除名され、又は死亡したこれらの者（当該これらの基準日においてこの項前段の規定の適用を受ける者を除く。）についても同様とする。

- 2 期末手当の額は、それぞれ前項の基準日現在（同項後段に規定する者にあつては、辞職、退職、除名又は死亡の日現在）において同項に規定する者が受けるべき報酬月額及び報酬月額に100分の20を乗じて得た額の合計に高知市職員給与条例（昭和26年条例第11号。以下「給与条例」という。）の規定により期末手当を受ける職員の例により一定の割合を乗じて得た額とする。この場合において、給与条例第19条第2項中「100分の127.5」とあるのは、※「100分の177.5」と読み替えるものとし、当該期末手当に係る在職期間の計算については、任期满限の日又は市議会の解散による任期終了の日（在職した市議会の議長、副議長及び議員で当該任期满限又は市議会の解散による選挙により再び市議会の議員となつたものは、引き続き市議会の議員の職にあつたものとする。 ※「100分の175」から改正（令和7年12月1日適用）

3 第5条の規定による期末手当を受けた市議会の議長、副議長及び議員が第1項の規定による期末手当を受けることとなる時は、これらの者の受ける同項の規定による期末手当の額は、前項の規定による期末手当の額から同条の規定により受けた期末手当の額を差し引いた額とする。ただし、同条の規定により受けた期末手当の額が前項の規定による期末手当の額以上である場合には、第1項の規定による期末手当は支給しない。

第9条 報酬及び期末手当の支給方法は、この条例に定めるもの及び任命権者が別に定めるもののほか、給与条例の適用を受ける一般職の職員の例による。

第10条 市議会議員及び特別職の職員が公務のため旅行するときの旅費その他費用弁償については、高知市職員等旅費条例(昭和36年条例第38号)及び高知市長等の給与、旅費等に関する条例(昭和26年条例第13号)の旅費支給の例により次の各号の旅費を支給する。

(1) 議長、副議長

市長の旅費額に相当する額

(2) 議員

副市長の旅費額に相当する額

(3) 第1条第1号から第11号までに掲げる特別職の職員

副市長の旅費額に相当する額

(4) 第1条第12号から第18号までに掲げる特別職の職員

給与条例第3条第1項第1号に規定する行政職給料表6級の職務にある者の旅費額に相当する額

2 議員が招集に応じて会議に出席した場合又は議会の議決により付議された特定の事件についての審査のため委員会に出席した場合は、第1項の規定にかかわらず、費用弁償として次の各号に掲げる旅費を支給する。

(1) 招集地から4キロメートル未満に住所を有する議員 4,000円

(2) 招集地から4キロメートル以上に住所を有する議員 4,500円

第11条 この条例の施行について必要な事項は、市長が定める。

別表

区分	職名	報酬	
		種別	金額
1	市議会議長	月額	678,000
2	市議会副議長	月額	615,000
3	市議会議員	月額	585,000

○高知市報酬並びに費用弁償条例の特例に関する条例

(令和7年4月1日条例第64号)

(趣旨)

第1条 この条例は、市議会議員の費用弁償について、高知市報酬並びに費用弁償条例(昭和22年条例第18号。以下「費用弁償条例」という。)の特例を定めるものとする。

(費用弁償)

第2条 令和7年4月1日から令和8年3月31日までの間は、費用弁償条例第10条第2項の規定にかかわらず、同項に規定する旅費は支給しない。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(この条例の失効)

2 この条例は、令和8年3月31日限り、その効力を失う。

※ 令和8年度 継続予定

## 5 地方自治法（抜粋）

第百条 普通地方公共団体の議会は、当該普通地方公共団体の事務（自治事務にあつては労働委員会及び収用委員会の権限に属する事務で政令で定めるものを除き、法定受託事務にあつては国の安全を害するおそれがあることその他の事由により議会の調査の対象とすることが適当でないものとして政令で定めるものを除く。次項において同じ。）に関する調査を行うことができる。

この場合において、当該調査を行うため特に必要があると認めるときは、選挙人その他の関係人の出頭及び証言並びに記録の提出を請求することができる。

- 2 民事訴訟に関する法令の規定中証人の訊問に関する規定は、この法律に特別の定めがあるものを除くほか、前項後段の規定により議会在当該普通地方公共団体の事務に関する調査のため選挙人その他の関係人の証言を請求する場合に、これを準用する。ただし、過料、罰金、拘留又は勾引に関する規定は、この限りでない。
- 3 第一項後段の規定により出頭又は記録の提出の請求を受けた選挙人その他の関係人が、正当の理由がないのに、議会に出頭せず若しくは記録を提出しないとき又は証言を拒んだときは、六箇月以下の禁錮又は十万円以下の罰金に処する。
- 4 議会は、選挙人その他の関係人が公務員たる地位において知り得た事実については、その者から職務上の秘密に属するものである旨の申立を受けたときは、当該官公署の承認がなければ、当該事実に関する証言又は記録の提出を請求することができない。この場合において当該官公署が承認を拒むときは、その理由を説明しなければならない。
- 5 議会在前項の規定による説明を理由がないと認めるときは、当該官公署に対し、当該証言又は記録の提出が公の利益を害する旨の声明を要求することができる。
- 6 当該官公署が前項の規定による要求を受けた日から二十日以内に声明をしないときは、選挙人その他の関係人は、証言又は記録の提出をしなければならない。
- 7 第二項において準用する民事訴訟に関する法令の規定により宣誓した選挙人その他の関係人が虚偽の陳述をしたときは、これを三箇月以上五年以下の禁錮に処する。
- 8 前項の罪を犯した者が議会において調査が終了した旨の議決がある前に自白したときは、その刑を減輕し又は免除することができる。
- 9 議会は、選挙人その他の関係人が、第三項又は第七項の罪を犯したものと認めるときは、告発しなければならない。但し、虚偽の陳述をした選挙人その他の関係人が、議会の調査が終了した旨の議決がある前に自白したときは、告発しないことができる。
- 10 議会在第一項の規定による調査を行うため当該普通地方公共団体の区域内の団体等に対し照会をし又は記録の送付を求めたときは、当該団体等は、その求めに応じなければならない。
- 11 議会は、第一項の規定による調査を行う場合においては、予め、予算の定額の範囲内において、当該調査のため要する経費の額を定めて置かなければならない。その額を超えて経費の支出を必要とするときは、更に議決を経なければならない。
- 12 議会は、会議規則の定めるところにより、議案の審査又は議会の運営に関し協議又は調整を行うための場を設けることができる。
- 13 議会は、議案の審査又は当該普通地方公共団体の事務に関する調査のためその他議会において必要があると認めるときは、会議規則の定めるところにより、議員を派遣することができる。
- 14 普通地方公共団体は、条例の定めるところにより、その議会の議員の調査研究その他の活動に資するため必要な経費の一部として、その議会における会派又は議員に対し、政務活動費を交付することができる。この場合において、当該政務活動費の交付の対象、額及び交付の方法並びに当該政務活動費を充てることのできる経費の範囲は、条例で定めなければならない。
- 15 前項の政務活動費の交付を受けた会派又は議員は、条例の定めるところにより、当該政務活動費に係る収入及び支出の報告書を議長に提出するものとする。
- 16 議長は、第十四項の政務活動費については、その使途の透明性の確保に努めるものとする。

## 6 高知市議会政務活動費の交付に関する条例（抜粋）

○高知市議会政務活動費の交付に関する条例

（平成13年4月1日条例第19号）

（趣旨）

第1条 この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第100条第14項から第16項までの規定に基づき、高知市議会議員（以下「議員」という。）の市政に関する調査研究その他の活動に資するため、必要な経費の一部として、高知市議会（以下「議会」という。）における会派に対し政務活動費を交付することに関し必要な事項を定めるものとする。

（交付対象経費の範囲等）

第2条 政務活動費は、会派が行う調査研究、研修、広報広聴、住民相談、要請、陳情、各種会議への参加等市政の課題及び市民の意思を把握し、市政に反映させる活動その他市民福祉の増進を図るために必要な活動（以下「政務活動」という。）に要する経費に対して交付する。

2 政務活動費は、別表第1に定める政務活動に要する経費に充てることができるものとする。

3 政務活動費は、次に掲げる経費には支出することができない。

- (1) 政党活動に係る経費
- (2) 選挙活動に係る経費
- (3) 後援会活動に係る経費
- (4) 私的活動に係る経費
- (5) その他政務調査の目的に合致しない経費

4 前項各号に掲げる経費の明細は、別表第2のとおりとする。

（交付対象）

第3条 政務活動費は、議会における会派（所属議員が1人の場合を含む。以下「会派」という。）に対して、その申請に基づき交付する。

（交付額及び交付の方法）

第4条 会派に対する政務活動費は、各月1日（以下「基準日」という。）における当該会派の所属議員数に月額100,000円を乗じて得た額を年度の四半期ごとに交付するものとする。

2 政務活動費は、各四半期の最初の月に、当該四半期に属する月数分を交付するものとする。

3 各四半期の途中において新たに結成された会派に対しては、結成された日の属する月の翌月分（その日が基準日に当たる場合は、当月分）から政務活動費を交付するものとする。この場合において、当該政務活動費の最初の交付月は、当該会派が結成された日の属する月の翌月（その日が基準日に当たる場合は、当月）とする。

4 基準日において議員の辞職、失職、除名若しくは死亡又は所属会派からの脱会があった場合は当該議員は第1項の所属議員数に含まないものとし、同日において議会の解散があった場合は当月分の政務活動費は交付しないものとする。

5 政務活動費は、交付月の15日に交付するものとする。ただし、その日が高知市の休日（以下この項において「市の休日」という。）に当たるときは、その日後の最初の市の休日でない日に交付するものとする。

（高知市特別職報酬等審議会の意見聴取）

第11条 市長は、第4条第1項に規定する政務活動費の額（以下「政務活動費月額」という。）を改定しようとするときは、あらかじめ高知市特別職報酬等審議会条例（昭和49年第35号）第1条に規定する高知市特別職報酬等審議会（以下「審議会」という。）の意見を聴かなければならない。

2 市長は、前項に規定するもののほか、政務活動費月額に関し必要があると認めるときは、審議会の意見を聴くことができる。

(委任)

第13条 この条例に定めるもののほか、政務活動費の交付に関し必要な事項は、市長が別に規則で定める。

別表第1(第2条関係)

項目	使途内容
調査研究費	会派が行う市の事務及び地方行財政等に関する調査研究及び調査委託に要する経費
研修費	会派が研究会若しくは研修会を開催するため必要な経費又は会派の所属する議員等が他の団体の開催する研究会若しくは研修会に参加するために要する経費
要請・陳情活動費	政務活動として行う要請、陳情活動に要する経費
会議費	政務活動として行う会議に要する経費及び会派の所属する議員等が他の団体の開催する意見交換会等各種会議に参加するために要する経費
資料作成費	政務活動のため必要な資料の作成に要する経費
資料購入費	政務活動のため必要な資料等の購入に要する経費
広報広聴費	政務活動、議会活動及び市の政策について住民に報告し、又は周知するために要する経費並びに会派が住民からの市政及び会派の活動に対する要望、意見等を吸収するための会議及び会派が行う住民相談等の活動に要する経費
人件費	政務活動を補助する職員の雇用に要する経費
事務諸費	政務活動のため必要な消耗品の購入、事務機器の修理等に要する経費

別表第2(第2条関係)

項目	内容
政党活動に関する経費	党大会への出席、賛助金等に要する経費 政党の広報紙、パンフレット、ビラ等の印刷、発送等に要する経費 政党組織の事務所の設置及び維持に要する経費(人件費を含む。) その他政党活動に要する経費
選挙活動に係る経費	衆議院選挙、参議院選挙等での各種団体への支援依頼活動、選挙ビラ作成等に要する経費 その他選挙運動及び選挙活動に要する経費
後援会活動に係る経費	後援会の広報紙、パンフレット、ビラ等の印刷、発送等に要する経費 後援会事務所の設置及び維持に要する経費(人件費を含む。) 後援会主催の「市政報告会」等の開催に要する経費 その他後援会活動に要する経費
私的活動に係る経費	香典、祝金、寸志等の冠婚葬祭や祝賀会の出席に要する経費 病気見舞い、せん別、中元・歳暮、電報及び年賀状の購入、印刷等の儀礼に要する経費 檀家総代会、報恩講、宮参り等の宗教活動に要する経費 観光、レクリエーション、私的な旅行等に要する経費 親睦会又は飲食を目的とした会合、レクリエーション大会等の開催及び参加に要する経費 議員が他の団体の役職を兼ねている場合、当該団体の理事会、役員会、総会等への出席に要する経費 その他私的活動に要する経費
その他政務活動の目的に合致しない経費	あいさつ、会食、テーブルカット等を目的とした出席に要する経費 事務所又は自動車の購入又は維持・修理に要する経費 社会通念上妥当性を越えた経費及び公職選挙法等の法令の制限に抵触する経費 政務活動に直接必要としない物品の購入等に要する経費 その他政務活動の目的に合致しないと認められる経費

## 7 高知市議会政務活動費の交付に関する条例施行規則（抜粋）

○高知市議会政務調査費の交付に関する条例施行規則

（平成13年4月1日規則第29号）

（趣旨）

第1条 この規則は、高知市議会政務活動費の交付に関する条例（平成13年条例第19号。以下「条例」という。）の施行について必要な事項を定めるものとする。

（使途内容の明細等）

第5条 条例別表第1に規定する政務活動費の使途内容の明細は、別表のとおりとする。

（その他）

第9条 この規則に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

別表（第5条関係）

項目	使途内容の明細
調査研究費	宿泊費、交通費（公共交通機関乗車運賃、自動車借上費、駐車場費、駐輪場費、燃料費及び有料道路利用料金をいう。以下同じ。）、入場料、調査委託料、講師謝礼金、通訳・翻訳料、印刷費、郵送等発送費等
研修費	講師謝礼金、会場借上費、宿泊費、交通費、郵送等発送費、会費、参加費等
要請・陳情活動費	印刷費、宿泊費、交通費、郵送等発送費等
会議費	会場借上費、印刷費、消耗品費、宿泊費、交通費、郵送等発送費、参加費等
資料作成費	印刷費、製本費、消耗品費、コピー費、原稿料等
資料購入費	図書購入費、DVD・ビデオテープ・ソフトウェア購入費、新聞購読料等
広報広聴費	印刷費、ホームページ作成費、会場借上費、交通費、郵送等発送費、調査委託料等
人件費	給料、手当、社会保険料、通勤費等
事務諸費	運搬費、郵送等発送費、情報通信費、備品賃借費、消耗品費、リース料、レンタル料等



## 8 特別職の報酬等について（旧自治省通知）

特別職の報酬等について（昭和 39 年 5 月 28 日自治給第 208 号 自治事務次官通知）（抄）

最近における地方公共団体の議会の議員の報酬に関する条例の改正をめぐる世論の動向にかんがみ、地方公共団体の特別職の職員の報酬等の額の決定について第三者機関の意見を聞くことによりその一層の公正を期する必要があると認められるので、下記要領により速やかに措置されたく、命によって通知する。

なお、管下各市（特別区を含む。）については、都道府県の例にならい措置を講ずるよう、また町村については必要に応じ同様の措置を講ずるよう指導されたい。

### 記

- 1 地方自治法第 138 条の 4 第 3 項の規定による都道府県知事の附属機関として、別紙条例準則を参考として特別職報酬等審議会（以下「審議会」という。）を設置するものとする。
- 2 都道府県知事は、都道府県議会議員の報酬の額に関する条例を議会に提出しようとするときは、あらかじめ当該報酬の額について、審議会の意見を聞かなければならないものとする。
- 3 審議会の委員は、都道府県の区域内の公共的団体等の代表者その他住民のうちから任命するものとする。この場合、当該都道府県の議会の議員、長及び常勤の職員を任命することは避けること。

## ○特別職の職員の給与について

(昭和四三、一〇、一七、自治給第九四号)  
各都道府県知事宛 自治省行政局長通知

### 二 特別職報酬等審議会について

#### 1 審議会の委員の選任

従来、一部の地方公共団体において、特別職報酬等審議会(以下「審議会」という。)の委員の人選が元議員、当該地方公共団体から特別な財政援助を受けている団体の代表者等に偏重し、世論の批判がみられたが、委員の選任に当つては、審議会の審議に住民各層の意向を公平に反映させるため、委員の構成が、住民の一部の層に偏することのないよう配慮すること。

#### 2 給与改定の実施時期の諮問

審議会に諮問する事項は、特別職の職員の給料および報酬の額だけでなく、その改定の実施時期についても諮問するものとする。

#### 3 審議会への提出資料

三役および議会の議員の給与につき、審議会に諮問を行なうに際しては、人口、財政規模等が類似している他の地方公共団体における特別職の職員の給与額、当該地方公共団体における特別職の職員に関するここ数年の給与改定の経緯および一般職の職員の給与改定の状況等に関して、少くともおおむね別記に掲げるような項目の資料はこれを提出し、審議会において充分な審議が行なわれ、適正な給与額の答申がなされるよう配慮すること。

#### 4 審議会の運営

審議会は、必要に応じ、公聴会の開催、参考人の意見の聴取等の方法をとることにより、その審議に当該地方公共団体の多くの住民の意見が反映するよう努めるとともに、答申にあつては、審議経過、答申の理由等を明確にし、住民の理解が得られるよう特に留意すること。

#### 5 答申の内容の尊重

特別職の職員の給与を改定する際には、審議会の答申の額を上廻つて給与の額を決定し、または改定の実施時期を繰り上げることのないよう充分配慮すること。

#### 別記(資料項目)

- 1 近年における消費者物価上昇率
- 2 人口・財政規模等が類似している他の地方公共団体の特別職の職員の給与月額
- 3 過去における特別職の職員の給与改定の状況
- 4 一般職の職員の給与改定の状況
- 5 議会費の前五ヶ年間の一般財源に対する構成割合および報酬を引き上げた場合における平年度ベースの構成割合の増加見込
- 6 当該地方公共団体の職員報酬月額総額の住民一人当り額と類似地方公共団体のそれとの比較
- 7 議会議員の活動状況(審議日数)

(注) 5、7は、議会議員のみに係るものである。

## 9 本年の給与勧告のポイント (R7. 8. 7 人事院)

### 本年の給与勧告のポイント①

**月例給** 民間と公務の本年4月分給与を調査。主な給与決定要素を同じくする者同士を比較《令和7年4月実施》

民間給与との較差(\*) 15,014円 (3.62%) を解消するため次のとおり改定

\*いわゆる「ペア」に相当。モデル試算した定期昇給分を加えると月収で約5.1%の給与改善

● **俸給**

- ▶ 採用市場での競争力向上のため、初任給を大幅に引上げ  
 【総合職(大卒)】 242,000円 (+5.2%、+12,000円) 【一般職(大卒)】 232,000円 (+5.5%、+12,000円)  
 【一般職(高卒)】 200,300円 (+6.5%、+12,300円) 本府省採用の総合職(大卒)は30万円を超える初任給に(301,200円)

- ▶ 若年層に重点を置きつつ、その他の職員も昨年を大幅に上回る引上げ改定  
 ※ 行政職俸給表(一)の平均改定率は、1級[係員] 5.2%、2級[主任等] 4.2%、全体 3.3%

● **本府省業務調整手当**

- ▶ 幹部・管理職員を新たに支給対象に加え、51,800円を支給
- ▶ 課長補佐級の手当額を10,000円、係長級以下の手当額を2,000円引上げ

● **特勤勤務手当等**

- ▶ 特勤勤務手当及び特勤勤務手当に準ずる手当と他の手当との減額調整の廃止等

※ 改定の内訳：俸給 10,975円 本府省業務調整手当 2,568円 特勤勤務手当等 72円 はね返り分(\*) 1,399円 \*俸給の改定により諸手当の額が増減する分

**ボーナス** 直近1年間(昨年8月～本年7月)の民間の支給割合と公務の年間の支給月数を比較《令和7年4月実施》

- ▶ 民間の支給割合 4.65月
- ▶ 公務の平均支給月数 現行 4.60月  
 ▶ 民間の支給状況に見合うよう引上げ  
 年間4.60月分→4.65月分(+0.05月分)
- ▶ 引上げ分は、期末手当及び勤勉手当に  
 0.025月分ずつ均等に配分

(一般の職員の場合の支給月数)

		6月期		12月期	
令和7年度	期末手当	1.25月(支給済み)		1.275月(現行1.25月)	
	勤勉手当	1.05月(支給済み)		1.075月(現行1.05月)	
8年度	期末手当	1.2625月		1.2625月	
	以降 勤勉手当	1.0625月		1.0625月	

### 本年の給与勧告のポイント②

**官民給与の比較方法の見直し**

【考え方】

- 官民給与の比較は、民間企業の状況を広く反映させるとともに、公務の職務・職責に照らして、適切な比較対象とすることが必要
- 行政課題の複雑化・多様化を踏まえると、公務の職務・職責を重視し、より規模の大きな民間企業と比較することが適当
- 採用市場における競争力を高めるには、人材獲得上の競合関係にある企業規模を意識する必要

【見直し内容】

- 官民給与の比較対象を【企業規模100人以上】とする
- 較差算出に当たり、本府省職員は、業務執行面での類似性や立地条件、業務の特殊性や困難性を考慮し、東京23区本店の【企業規模1,000人以上】と対応させる

現行

企業規模50人以上と比較

本府省職員

東京23区の企業規模  
500人以上の本店事業所  
の従業員と対応

見直し後

企業規模100人以上と比較

本府省職員

東京23区の企業規模  
1,000人以上の本店事業所  
の従業員と対応

## 10 公務員の給与改定に関する取扱いについて（R 7. 11. 11 閣議決定）

### 公務員の給与改定に関する取扱いについて

〔令和7年11月11日〕  
閣議決定

- 1 一般職の職員の給与に関する法律（昭和25年法律第95号）の適用を受ける国家公務員の給与については、去る8月7日の人事院勧告どおり改定を行うものとする。
- 2 特別職の国家公務員の給与については、官職の職務と責任に応じ、かつ、一般職の官職との均衡、特別職の官職相互の均衡等を考慮して定めることが適切といった観点から、1の趣旨に沿って取り扱うものとする。

なお、閣僚等が、国会議員の職を兼ねる場合に行政庁から支給される給与については、当分の間、支給しないこととする。
- 3 1及び2の措置に併せ、次に掲げる各般の措置を講ずるものとする。
  - (1) 国の行政機関の機構及び定員については、「国の行政機関の機構・定員管理に関する方針」（平成26年7月25日閣議決定、令和6年6月28日一部変更）に沿って、行政需要の変化に対応したメリハリのある機構・定員管理を行う。
  - (2) 独立行政法人（総務省設置法（平成11年法律第91号）第4条第1項第6号に規定する独立行政法人をいう。）の役職員の給与改定に当たっては、「独立行政法人改革等に関する基本的な方針」（平成25年12月24日閣議決定）を踏まえ、適切に対応する。

また、特殊法人等の役職員の給与改定に当たっては、国家公務員の給与水準を十分考慮して国民の理解が得られる適正な給与水準となるよう、必要な指導を行うなど適切に対応する。
- 4 地方公務員の給与改定については、各地方公共団体において、地方公務員法（昭和25年法律第261号）の趣旨に沿って適切に対応するとともに、厳しい財政状況及び各地方公共団体の給与事情等を十分検討の上、給与制度又はその運用が不適正であること等により地域における国家公務員又は民間の給与水準との均衡が図られていない地方公共団体にあつては、その適正化を図るため必要な措置を講ずるよう要請するものとする。

また、地方公共団体の適正な定員管理及び人件費の抑制に支障を来すような国の施策を厳に抑制するとともに、地方公共団体に対し、行政の合理化、能率化を図り、適正な定員管理の推進に取り組むよう要請するものとする。

## 勧告等の骨子

令和7年10月14日  
高知県人事委員会

### 勧告のポイント

#### 1 令和7年4月の民間給与との比較に基づく給与改定等について

- (1) 給与の比較対象企業規模を「50人以上」から「100人以上」に引上げ
- (2) 月例給、ボーナスともに引上げ
  - ア 民間給与との較差(11,152円、3.26%)を解消するため、給料月額を引上げ
  - イ ボーナスは、民間の支給割合(4.51月)との均衡を図るため、支給月数を引上げ(0.05月)
- (3) 医師等の初任給調整手当を引上げ
- (4) 宿日直手当を引上げ
- (5) 通勤手当、特勤勤務手当に準ずる手当等の見直し

#### 2 教育職員の給与制度等について

公立学校の教育職員の給与等に関する法改正の趣旨等を踏まえ、教職調整額等について見直し

#### 1 民間給与との比較

行政課題の複雑化・多様化や厳しい人材獲得競争等を踏まえ、人事院の取扱いに準じて、比較対象とする企業規模を「50人以上」から「100人以上」に引上げた。

県内80事業所の3,014人の個人別給与を調査(調査完了率 88.9%)

**【月例給】** 職員と民間従業員の4月分給与を調査し、主な給与決定要素である役職段階、年齢、学歴を対比させて精密に比較(ラスパイレス方式)

民間給与(A)	職員(行政職)の給与(B) (平均年齢 40歳7月)	較差(A) - (B) (A-B) ÷ B × 100
353,192円	342,040円	11,152円 (3.26%)

**【ボーナス】** 昨年8月から本年7月までの1年間の民間の支給実績(支給割合)と職員の年間支給月数とを比較

	高知県		(参考) 国	
	民間の支給割合	職員の支給月数	民間の支給割合	職員の支給月数
令和7年	4.51月	4.45月	4.65月	4.60月

#### 2 本年の給与に関する事項

##### (1) 改定の内容

##### ア 給料表

##### (ア) 行政職給料表

民間の初任給が過去最高水準であるほか、本県の初任給が他の都道府県の水準を下回っていること、また、国家公務員が30歳台後半までの職員に重点を置いた俸給表の引上げを行っていることを踏まえ、高校卒業程度試験採用職員の初任給を12,300円、大学卒業程度試験採用職員の初任給を12,000円引き上げ、30歳台後半までの職員が在職する号給に重点を置いて改定、その他は、改定率を逡減させつつ引上げ改定、定年前再任用短時間勤務職員(暫定再任用職員を含む。)につ

いても、各級の改定額を踏まえ所要の引上げ改定

(イ) その他の給料表

行政職給料表との均衡を基本に改定

#### イ 初任給調整手当等

医療職給料表(1)の適用を受ける医師等

国に準じて、初任給調整手当の支給月額を引上げ

416,600円 → 417,600円

定年前再任用短時間勤務職員等に地域手当を支給することが適当

#### ウ ボーナス

民間の支給割合に見合うよう引上げ 4.45月分 → 4.50月分

(一般の職員の場合の支給月数)

		6月期	12月期
令和7年度	期末手当	1.25月 (支給済み)	1.275月 (現行1.25月)
	勤勉手当	0.975月 (支給済み)	1月 (現行0.975月)
8年度以降	期末手当	1.262月	1.263月
	勤勉手当	0.988月	0.987月

#### エ 通勤手当

(ア) 自動車等を使用することを常例とする職員に対する通勤手当の改定

(イ) 新たに追加する距離区分に係る(ア)の額の改定

(ウ) 駐車場等の利用に対する通勤手当の新設等

#### オ 宿日直手当

国家公務員の改定に準じて改定

#### カ 特勤勤務手当に準ずる手当

国に準じて、新たに給料表の適用を受ける職員となり、特地公署若しくは特地県立学校又は準特地公署若しくは準特地県立学校への採用に伴い住居を移転した職員に対して手当の支給を可能となるよう要件を見直し

### (2) 実施時期

ア 給料表、通勤手当の(ア)、宿日直手当、特勤勤務手当に準ずる手当

令和7年4月1日

イ 令和7年12月期のボーナス

令和7年12月1日

ウ 初任給調整手当等、令和8年度以降のボーナス、通勤手当の(イ)及び(ウ)

令和8年4月1日

### (3) 勧告に基づく職員の平均年間給与額の試算(行政職 平均年齢40歳7月)

	勧告前(A)	勧告後(B)	(B) - (A)
令和7年	567.0万円	587.5万円	20.5万円

### 3 教育職員の給与制度等に関する事項

「公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法等の一部を改正する法律」に基づき、教職調整額を4%から10%への段階的引上げ等を令和8年1月1日から実施することが適当

また、主務教諭の新設や義務教育等教員特別手当の見直しなど、国において教育職員の給与の見直しが進められているところであり、本県においても、国及び他の都道府県の動向を注視しながら、検討を進めていくことが必要

## 4 公務運営に関する事項

### (1) 人材の確保

複雑・多様化する行政課題に的確に対応していくためには、意欲ある多様で有為な人材を県内外から確保し、職員のキャリアや適性等を踏まえた効果的な能力開発を進めていくことが重要

人材獲得競争が激しくなる中、本県の職員を志望する者は、総じて減少傾向にあり、特に技術系の人材確保は非常に厳しい状況

受験者数の増加に向けて、引き続き、採用試験の在り方について更なる検討を進めるとともに、公務の魅力ややりがいについて工夫した発信強化が必要

初任給の改善をはじめとする処遇の改善とともに多様で柔軟な働き方が広がっている中、本県で準備を進めている「短時間勤務職員」の導入など、より働きやすい勤務環境を整備することなどにより、公務職場の魅力を一層高めていくことが人材の確保にとって重要

### (2) 人材の育成

職員が能力を最大限に発揮できる環境の整備を図るとともに女性職員の管理職への登用に向けたキャリア形成の支援、職員が自主的に選択できる研修などによるキャリア形成の支援、職務経験を有する中途採用などの採用形態の多様化を踏まえたキャリアパスの構築、障害のある職員の活躍推進、高齢層職員の能力と経験の本格的活用等に取り組むことが重要

さらに、職員が離職することなく、リスクリングや国際貢献活動等に取り組み、キャリア形成ができるよう、国や他の自治体などでも導入されている自己啓発等休業制度及び修学部分休業制度などについても導入を検討することが必要

### (3) 総実勤務時間の短縮

#### ア 時間外勤務の縮減と年次有給休暇の取得促進

知事部局では、令和6年度の過重勤務者数が上限規制導入前の平成30年度から半減している

一方で、特定の所属及び職員に業務が集中している状況等もあることから、管理的地位にある職員は、職員の勤務時間管理は自らの重要な職責であることを強く自覚し、組織マネジメントの強化に引き続き取り組むことが重要

また、業務改善に資するデジタル化の取組の拡充及び着実な実施により、時間外勤務の縮減に一層取り組むことが必要

年次有給休暇については、任命権者において、職員一人一人が休暇を取得しやすい職場環境の整備に努めることが求められる

なお、知事部局においては、職員の時間外勤務に対する意識変化を促し、所定の労働時間内で仕事を終わらせようという意識醸成を図るため時間外勤務手当割増率の時的引き上げなどの取組を導入する準備を進めているところ、これらを真に実効性ある取組とするため、制度導入と併せて、その効果を適切に検証・分析することが必要

#### イ 学校現場における教育職員の負担軽減

教育委員会においては、高知県教育振興基本計画に働き方改革の推進を主な施策の一つとして位置づけ、教材等のデジタル化及び共有化、校務支援システムの導入、自動採点システムなどの校務効率化ツールの導入促進など、教育職員の業務負担軽減に向けた取組を行ってきた

一定の成果は見える取組もあるものの、依然として、教育職員の長時間勤務や多忙化などの課題は解消されていない状況

引き続き、勤務時間管理の徹底、デジタル技術の活用による業務効率化など、教育職員の働き方改革や業務負担軽減に向けた取組を推進していくことが必要

育休や産休、病休などに伴う職員の代替者の配置については、市町村教育委員会とも連携し、更なる人員の確保に努めることが求められる

なお、「公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法等の一部を改正する法律」の施行に伴い、各教育委員会は、令和8年4月から、業務量管理・健康確保措置実施計画の策定や当該計画の実施状況の公表等を義務付けられている

教育委員会においては、県立学校の教育職員の業務量管理・健康確保措置実施計画を策定するとともに、同計画を策定・実施する市町村教育委員会とも密に連携し、教育職員の働き方改革や業務負担軽減を確実に推進していくことが重要

#### (4) 多様な働き方の推進

職員が個々のニーズに応じて、多様で柔軟な働き方を選択できる職場環境を整備していく観点から、早出遅出勤務や在宅勤務等の取組を引き続き、着実に推進していくことが必要

職員の健康管理やワーク・ライフ・バランスの確保等の観点から、任命権者において、昨年8月から、勤務間インターバル確保の取組を推進しているところ、昨年度からの取組状況を把握し、国の動向等も注視しつつ、より実効性ある制度とするための検討を行うとともに、職員に対する周知・啓発等にも取り組むことが必要

また、多様で柔軟な働き方を更に推進していくためには、国や他の自治体などでも導入されているフレックスタイム制の導入についても、職場の実情を踏まえつつ検討することが必要

加えて、導入に向けて準備が進められている「短時間勤務制度」については、多様で柔軟な働き方を可能とするという本制度の趣旨に沿うよう、「短時間勤務職員」として採用された職員が、働き方支援休暇を適切に取得可能な環境を整備するなど、適正な制度の運用に十分留意することが必要

さらに、人口減少による担い手不足などの社会情勢の変化や、職員による自律的なキャリア形成、自己実現のニーズの高まりなどにより、兼業を希望する職員が兼業できる環境を整備することが必要であり、このことは離職防止や人材確保の観点からも有用であることから、任命権者においては、職員が兼業を行うにあたっての環境整備等について検討し、適切な対応を行うことが求められる

#### (5) 働きやすい職場づくり・仕事と生活の両立支援

次世代育成支援対策推進法に基づく「特定事業主行動計画」である「高知県職員子育てサポートプラン」において設定した目標値である、男性職員の育児休業の取得率などに取組の成果が現れているところ、本年4月に新たに策定された「高知県職員共働き・子育てサポートプラン～県庁が隼より始める『共働き・子育て』～」では、男性職員の1か月以上の育児休業取得率を令和11年度末までに100%とする高い目標が掲げられたことから、仕事と生活が両立できる職場環境づくりのため一層の取組の推進が求められる

また、任命権者においては、「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律及び次世代育成支援対策推進法」の改正等に伴う本県条例や規則等の改正に基づき育児や介護等の事情に応じて利用できる制度について対象者に説明を行うなど適切な措置を講じることが求められる

#### (6) 職員の健康管理

メンタルヘルス対策は、近年、若年層のメンタル不調による長期病休者数が増加傾向にあることを踏まえ、任命権者においては、メンター制度による困りごとや悩み相談・助言等のサポートなど、職員のメンタル不調に対する取組をより一層推進することが必要

ストレスチェックについては、受検率の向上に引き続き留意すること

また、任命権者においては、職場のコミュニケーションを図る等、よりきめ細かな職員の健康への配慮が必要

#### (7) ハラスメントの防止

任命権者において、ハラスメント防止に向けた取組を行っているものの、職員アンケートでは、ハラスメントに該当すると疑われる事例が相当数見受けられる状況

ハラスメントを防止するため、職員からの相談や職員アンケートの結果を踏まえて研修の内容をより充実させるとともに、eラーニングやWeb会議を用いて、全職員に対し研修の機会を設けるなど、更なる努力を行うことが必要

さらに、早期対応・早期解決にも資するよう、相談窓口のより一層の周知に努め、相談しやすい体制であるかを相談者の視点に立って常にチェックするなどし、ハラスメント事案が発生した場合には、被害を受けた方に寄り添いながら、適切かつ迅速な対応ができる体制を確立するなど、更に実効性のある対策につなげていくことが必要

教育委員会においては、県費負担教職員の服務監督権を有する市町村教育委員会とともに相談窓口体制のさらなる充実を図るなど、市町村教育委員会とも一層の連携し、対策に取り組むことが必要

また、悪質なカスタマー・ハラスメントから職員を守り、安心して働ける職場環境づくりを進めるため、任命権者においては、民間労働法制の施行に遅れることなく対策を講ずることが必要

# 12 高知市職員の給与等の状況

## 市職員の給与等の状況をお知らせします

市職員の給与の状況や部門ごとの職員数などを掲載した「高知市人事行政の運営等の状況」を毎年公表しています。詳しくは、人事課 HP または情報公開・市民相談センター（本庁舎1階）をご覧ください。



### 職員の給与

職員の給与は給料と手当で構成されています。その額は、民間企業との比較を基にした人事院からの改善勧告を参考に、国家公務員やほかの地方公共団体との均衡を図りながら決定されます。給料は職務などに応じて給料表に定められており、手当は各項目の要件に該当する場合の額で、それぞれ市の条例に基づいて支給されています。なお、令和6年度一般会計決算の歳出に占める給与を含む人件費の割合は、16.6%となっています。



### 特別職の給料・報酬等

市長・副市長の給料や市議会議員の報酬額は、学識経験者など10人で構成される高知市特別職報酬等審議会から市長への勧告に基づき、市議会で決定されます。市長・議長などの期末手当は、令和6年度は3.45カ月分で、加算措置については20%となっています。また、一般職員に支給されている勤勉手当は支給されません。



(令和7年4月1日現在)

区分	月額	区分	月額
市長	107万5,000円	議長	67万8,000円
副市長	86万6,000円	副議長	61万5,000円
		議員	58万5,000円

### 職員数

(各年4月1日現在)

部門	職員数		対前年増減数
	令和6年	令和7年	
一般行政	1,681人	1,701人	20人
教育	322人	332人	10人
消防	359人	364人	5人
上下水道	223人	220人	▲ 3人
その他	133人	130人	▲ 3人
合計	2,718人	2,747人	29人

※▲はマイナス。職員数は県からの派遣職員等を含み、定数外職員、会計年度任用職員、特別職非常勤職員は除いています。

### 給与の仕組み

(令和7年4月1日現在)

#### 毎月決まって支給されるもの

●職員1人当たりの平均給料月額状況



#### 給料

●一般行政職員の初任給および経験年数別・学歴別平均給料月額状況

区分	高校卒	大学卒
初任給	18万8,000円	22万円
採用2年経過	20万1,000円	23万円
経験年数10年	25万6,400円	28万1,054円
経験年数15年	28万8,550円	31万8,252円
経験年数20年	31万4,300円	36万7,385円

#### 扶養手当

- 配偶者3,000円 ●父母等6,500円
- ※行政職給料表8級相当職員の場合
- 【配偶者】支給対象外 【父母等】3,500円
- 子1万1,500円
- ※16～22歳の子1人につき5,000円加算

#### 住居手当

- 借家等の家賃額に応じて最高2万8,000円

#### 通勤手当

- 交通機関利用者は運賃に応じて最高15万円
- 自動車等の交通用具利用者は距離に応じて最高3万1,600円

#### 特別な職務等に就いたときに支給される主なもの

#### 時間外勤務手当

- 正規の勤務時間以外に勤務したときに支給
- ※令和6年度は職員1人当たり平均月額3万5,433円支給

#### 特殊勤務手当

- 著しく特殊な勤務に就いたときに支給
- ※令和6年度は職員1人当たり平均月額2,888円支給

#### 一定の時期に支給されるもの

#### 期末勤勉手当

- 毎年6月・12月に支給 【令和6年度支給割合】
  - ※職務の級等による加算措置 20%以内
- |      |          |
|------|----------|
| 期末手当 | 2.50月分   |
| 勤勉手当 | 標準2.04月分 |

#### 退職手当

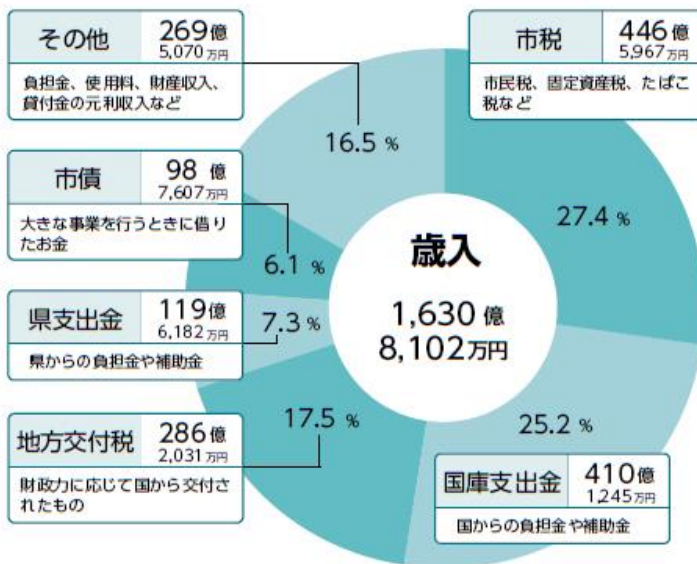
- 退職時の勤続年数、退職理由等に応じて支給

【問い合わせ】人事課 ☎ 823-9410

📊 特集 **令和6年度**

# 決算報告

令和6年度は、依然として続く原油価格・物価高騰により、地域経済や市民生活に大きな影響が生じました。「県都改革!」喜びと誇りの持てる高知市へ ― を掲げて取り組んだ本市の決算において、市民の皆さんからの貴重な税金などがどのように活用されたのかをお知らせします。



## 歳入決算額 (一般会計)

※ 4・5ページの円グラフは切り上げ切り下げなど、一部の数値を調整しています。

### 各会計の決算額 (単位:億円)

会計	歳入	歳出
<b>一般会計</b>	<b>1,630.81</b>	<b>1,618.33</b>
卸売市場事業	6.97	7.23
国民健康保険事業	322.33	320.39
収益事業	328.22	353.12
駐車場事業	1.88	1.83
国民宿舍運営事業	1.93	1.93
産業立地推進事業	11.65	10.01
土地区画整理事業清算金	0.01	0.01
へき地診療所事業	0.67	0.67
母子父子寡婦福祉資金貸付事業	0.94	0.51
介護保険事業	330.28	326.50
後期高齢者医療事業	62.44	60.54
<b>計</b>	<b>1,067.32</b>	<b>1,082.74</b>
<b>総計</b>	<b>2,698.13</b>	<b>2,701.07</b>
<b>公営企業会計</b>	<b>収入</b>	<b>支出</b>
収益的収支 (消費税抜き)	66.61	58.84
資本的収支 (消費税込み)	14.73	51.72
<b>下水道事業</b>	<b>収入</b>	<b>支出</b>
収益的収支 (消費税抜き)	91.74	88.03
資本的収支 (消費税込み)	74.73	105.49

## 高知市の財政指標

地方公共団体の財政の健全性を判断する目安として、借金の返済状況や、収入と支出の状況などを表す「健全化判断比率」と「資金不足比率」があります。数値は以下のとおりで、低いほど財政状況は健全であると言えます。

### ■ 健全化判断比率

区分	R5年度	R6年度	早期健全化基準
① 実質公債費比率	12.9%	12.6%	25.0%
② 将来負担比率	153.1%	150.6%	350.0%

①実質公債費比率▶ 財政の規模に対する起債(借金)の元利償還負担の割合で、特別会計等に対する実質負担分も含まれます。  
②将来負担比率▶ 財政の規模に対する起債の残高など、将来負担しなければならない実質的な借入金等の割合です。

### ■ 資金不足比率

区分	R5年度	R6年度	経営健全化基準
-	-	-	20.0%

資金不足比率▶ 公営企業の営業収入などの事業規模に対する赤字の割合です。令和4年度以降は資金不足のある事業はありません。

### ■ 一般会計の起債残高(市の借金)

区分	R5年度	R6年度	増減
起債残高※	1,473億円	1,452億円	-21億円

※地方交付税の振り替え措置である臨時財政対策債は除きます。

### ■ 一般会計の基金残高(市の貯金)

区分	R5年度	R6年度	増減
基金残高	186億円	145億円	-41億円

一般会計は黒字

市が日常的なサービスや生活基盤などの整備を行う一般会計。前年度と比較すると歳入は2.4%、歳出は2.2%増加し、歳入歳出差引額は12億4,841万円となりました。翌年度へ繰り越すべき財源を除く「実質収支」は、決算対策として財政調整基金と減債基金を23億6,932万円取り崩した上で、5億4,445万円の黒字となりました。

今後も税収等の歳入の大幅な増加が見込まれない中、扶助費の増加、物価高騰に伴う各種経費の増加等により、厳しい財政状況が続くことが想定されています。

特別会計は赤字

使用料など特定の収入で特定の事業を行う特別会計の「実質収支」は、全体で15億4,463万円の赤字となりました。今後も収支改善に努め、累積赤字の削減を図ります。

公営企業会計は黒字

民間企業と同じように事業収益で賄われる公営企業会計は、水道事業会計で7億7,675万円、下水道事業会計で3億7,124万円の純利益（うち汚水事業分1億2,307万円）を確保しました。

商工費

17億9,280万円

商工業、観光の振興など

【主な事業】 中心市街地および高知新港への無線LAN整備や、NHK連続テレビ小説「あんぱん」を活用した観光客の誘客・周遊促進への助成を実施

農林水産業費

30億5,072万円

農林漁業の振興など

【主な事業】 農業の基盤整備としての農道・水路等の整備・改修や、介良沖ノ丸地区の畦畔（けいはん）除去工事を実施

消防費

43億6,934万円

消防の活動、施設の整備など

【主な事業】 一宮分団屯所の新築移転、東消防署三里出張所の移転準備等を実施

衛生費

114億1,911万円

ごみ・し尿の処理や施設整備、健診事業など

【主な事業】 畜場火葬棟の改修工事の完了や、がん治療による外見変貌を補完する補整具の購入費用助成を実施

本市の安定的で健全な財政運営に向けて、全力で取り組んでいます。



財政課の皆さん

詳細は財政課 HP をご覧ください ▶

この記事についての問い合わせは 財政課 ☎823-9408

民生費

834億652万円

高齢者・子育て支援、生活保護など

【主な事業】 医療費助成の対象年齢を中学生まで拡大、新婚世帯等への住宅賃借費用や引越費用の助成を実施

公債費

172億6,977万円

借入金の返済など

総務費

144億4,951万円

庁舎管理、防災、選挙費など

【主な事業】 地区別事前復興まちづくり計画策定に向けた取り組みや、公共施設の照明設備のLED化を実施

土木費

134億7,392万円

土地区画整理、道路や公園の整備など

【主な事業】 旭駅周辺市街地や街路の整備、住宅耐震化補助等を継続して実施

教育費

117億4,466万円

学校施設の整備や運営、文化の振興など

【主な事業】 中学進学時の制服等の購入による負担増への支援や、学力向上対策として学力向上推進員や指導主事等による支援を実施

詳しくは財政課 HP をご覧ください ▶



# ○ 一般会計性質別決算の状況（令和4年度～）

単位：千円、%

区分	令和4年度		令和5年度		令和6年度	
	決算額	構成比	決算額	構成比	決算額	構成比
人件費	25,355,724	15.6	24,764,203	15.7	26,945,318	16.6
物件費	17,191,641	10.5	15,412,794	9.7	16,161,717	10.0
維持補修費	992,542	0.6	1,141,547	0.7	1,225,665	0.8
扶助費	49,626,536	30.5	51,499,000	32.5	53,390,595	33.0
補助費等	20,715,756	12.7	19,368,444	12.2	16,960,719	10.5
公債費	16,385,397	10.1	16,407,860	10.4	17,269,142	10.7
貸付金	192,075	0.1	187,554	0.1	183,669	0.1
繰出金	14,574,698	8.9	13,920,490	8.8	13,773,828	8.5
積立金	368,086	0.2	1,552,767	1.0	2,428,021	1.5
出資金	6,000	0.0	0	0.0	0	0.0
前年度繰上充用金	0	0.0	0	0.0	0	0.0
消費的経費計	145,408,455	89.2	144,254,659	91.1	148,338,674	91.7
公共事業費	6,149,669	3.8	5,313,756	3.4	4,980,906	3.1
単独事業費	10,243,484	6.3	7,506,213	4.7	7,507,748	4.6
県営工事負担金	977,115	0.6	1,036,977	0.7	920,414	0.6
災害復旧事業費	165,000	0.1	174,417	0.1	84,865	0.0
投資的経費計	17,535,268	10.8	14,031,363	8.9	13,493,933	8.3
歳出合計	162,943,723	100.0	158,286,022	100.0	161,832,607	100.0

# 14 高知市給与改定率の変遷（昭和63年～）

（単位：％）

区分	高知市				国				県				
	年月	給料	諸手当	その他	計	俸給	諸手当	その他	計	給料	諸手当	その他	計
S63. 4	2.19	0.16	—	2.35	2.03	0.20	0.12	2.35					
H元. 4	2.89	0.05	—	2.94	2.72	0.37	0.02	3.11					
H2. 4	3.38	0.06	—	3.44	3.45	0.19	0.03	3.67					
H3. 4	3.44	0.26	—	3.70	3.39	0.30	0.21	3.90					
H4. 4	2.55	0.26	—	2.81	2.50	0.21	0.16	2.87					
H5. 4	1.81	0.11	—	1.92	1.69	0.12	0.11	1.92					
H6. 4	1.12	0.06	—	1.18	1.04	0.07	0.07	1.18					
H7. 4	0.86	0.04	—	0.90	0.81	0.04	0.05	0.90					
H8. 4	0.89	0.04	—	0.93	0.85	0.05	0.05	0.95					
H9. 4	0.90	0.12	—	1.02	0.86	0.10	0.06	1.02					
H10. 4	0.64	0.08	—	0.72	0.61	0.11	0.04	0.76					
H11. 4	0.25	0.00	—	0.25	0.26	0.00	0.02	0.28					
H12. 4	—	0.10	—	0.10	—	0.11	0.01	0.12					
H13. 4	—	—	3,756円	0.09	—	—	3,756円	0.09					
H14. 4	△ 1.82	△ 0.10	△ 0.09	△ 2.01	△ 1.67	△ 0.16	△ 0.20	△ 2.03					
H15. 4	△ 1.00	△ 0.04	—	△ 1.04	△ 0.91	△ 0.10	△ 0.06	△ 1.07					
H16. 4	—	—	—	—	—	—	—	—					
H17. 4	△ 0.26	△ 0.03	△ 0.05	△ 0.34	△ 0.28	△ 0.05	△ 0.03	△ 0.36					
H18. 4	—	—	—	—	—	—	—	—					
H19. 4	0.08	0.06	—	0.14	0.10	0.24	0.01	0.35					
H20. 4	—	—	—	—	—	—	—	—	0.06	0.00	0.00	0.06	
H21. 4	△ 0.22	—	—	△ 0.22	△ 0.15	△ 0.05	△ 0.02	△ 0.22	△ 0.16	0.00	0.00	△ 0.16	
H22. 4	△ 0.10	—	—	△ 0.10	△ 0.16	△ 0.01	△ 0.02	△ 0.19	△ 0.15	0.00	0.00	△ 0.15	
H23. 4	—	—	—	—	△ 0.20	—	△ 0.03	△ 0.23	—	—	—	—	
H24. 4	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
H25. 4	△ 0.20	—	—	△ 0.20	—	—	—	—	—	—	—	—	
H26. 4	—	—	—	—	0.24	—	0.03	0.27	—	—	—	—	
H27. 1	0.27	—	—	0.27	—	—	—	—	—	—	—	—	
H27. 4	—	—	—	—	0.07	0.28	0.01	0.36	0.15	—	0.00	0.15	
H28. 4	0.08	—	—	0.08	0.11	0.05	0.01	0.17	—	—	—	—	
H29. 4	0.13	—	—	0.13	0.11	0.03	0.01	0.15	0.17	—	—	0.17	
H30. 4	0.14	—	—	0.14	0.14	—	0.02	0.16	0.15	—	—	0.15	
H31. 4	0.12	—	—	0.12	0.08	—	0.01	0.09	0.12	—	—	0.12	
R 2. 4	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
R 3. 4	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
R 4. 4	0.26	—	—	0.26	0.20	—	0.03	0.23	0.21	—	—	0.21	
R 5. 4	1.00	—	—	1.00	0.85	—	0.11	0.96	1.19	—	—	1.19	
R 6. 4	2.83	—	—	2.83	2.43	0.02	0.31	2.76	3.09	—	0.01	3.10	
R 7. 4	3.06	—	—	3.06	2.65	0.64	0.34	3.62	3.24	—	0.02	3.26	

※ 給料表が10級制となった昭和63年以降を掲載、平成18年4月から8級制の給料表に移行



# 資 料 編 I

－ 四国4市と高知県に関する報酬等について －

## 15 高知市の給料及び報酬月額比較

(1) 平成10年を100とした場合【独自減額反映なし】 (単位：円：%)

改定年月日	市長		副市長		議長		副議長	
	給料月額	指数	給料月額	指数	報酬月額	指数	報酬月額	指数
H10. 4. 1	1,120,000	100.0	901,000	100.0	697,000	100.0	632,000	100.0
～								
H14. 4. 1	1,120,000	100.0	901,000	100.0	697,000	100.0	632,000	100.0
H15. 1. 1	1,100,000	98.2	886,000	98.3	685,000	98.3	621,000	98.3
H15. 4. 1	1,100,000	98.2	886,000	98.3	685,000	98.3	621,000	98.3
H16. 4. 1	1,075,000	96.0	866,000	96.1	678,000	97.3	615,000	97.3
～								
R7. 4. 1	1,075,000	96.0	866,000	96.1	678,000	97.3	615,000	97.3

改定年月日	議員		一般行政職 ※給与実態調査(総務省)より			
			最高給者		平均	
	報酬月額	指数	給料月額	指数	給料月額	指数
H10. 4. 1	600,000	100.0	541,300	100.0	352,046	100.0
H11. 4. 1	600,000	100.0	541,300	100.0	354,754	100.8
H12. 4. 1	600,000	100.0	527,500	97.5	358,877	101.9
H13. 4. 1	600,000	100.0	527,500	97.5	356,712	101.3
H14. 4. 1	600,000	100.0	532,100	98.3	354,836	100.8
H15. 1. 1	590,000	98.3	532,100	98.3	354,836	100.8
H15. 4. 1	590,000	98.3	520,900	96.2	349,534	99.3
H16. 4. 1	585,000	97.5	519,100	95.9	346,351	98.4
H17. 4. 1	585,000	97.5	(493,145)	91.1	(334,296)	95.0
H18. 4. 1	585,000	97.5	(501,878)	92.7	(341,903)	97.1
H19. 4. 1	585,000	97.5	(489,074)	90.4	(341,649)	97.0
H20. 4. 1	585,000	97.5	(482,478)	89.1	(341,447)	97.0
H21. 4. 1	585,000	97.5	(482,478)	89.1	(338,887)	96.3
H22. 4. 1	585,000	97.5	(447,450)	82.7	(327,194)	92.9
H23. 4. 1	585,000	97.5	(457,646)	84.5	(331,525)	94.2
H24. 4. 1	585,000	97.5	(459,974)	85.0	(327,672)	93.1
H25. 4. 1	585,000	97.5	(469,500)	86.7	(328,844)	93.4
H26. 4. 1	585,000	97.5	466,400	86.2	328,509	93.3
H27. 4. 1	585,000	97.5	468,400	86.5	326,405	92.7
H28. 4. 1	585,000	97.5	468,171	86.5	324,087	92.1
H29. 4. 1	585,000	97.5	466,595	86.2	323,075	91.8
H30. 4. 1	585,000	97.5	473,700	87.5	322,493	91.6
H31. 4. 1	585,000	97.5	469,100	86.7	321,986	91.5
R2. 4. 1	585,000	97.5	469,100	86.7	322,767	91.7
R3. 4. 1	585,000	97.5	466,600	86.2	319,717	90.8
R4. 4. 1	585,000	97.5	467,100	86.3	317,746	90.3
R5. 4. 1	585,000	97.5	467,600	86.4	318,155	90.4
R6. 4. 1	585,000	97.5	469,400	86.7	320,117	90.9
R7. 4. 1	585,000	97.5	481,000	88.9	329,012	93.5

- ※ 平成17年度の市独自減額の内容  
全職員の給料月額から1～5%を減額
- ※ 平成18年度の市独自減額の内容  
主査以上の職員の給料月額から  
1～3%を減額
- ※ 平成19～21年度の市独自減額の内容  
課長級相当職以上の職員の給料月額から  
3%程度を減額

- ※ 平成22年度の市独自減額の内容  
若年層を除く全職員の給料月額から  
1～5%を減額
- ※ 平成23～24年度の市独自減額の内容  
おおむね40歳以上の職員の給料月額から  
1～3%を減額
- ※ 平成25年度の国要請に伴う減額の内容  
主査以上の職員の給料月額から  
1.5～5%を減額(平成25年10月～)

## (2) 市長を100とした場合【独自減額反映なし】

(単位：円：%)

改定年月日	市長		副市長		議長		副議長	
	給料月額	指数	給料月額	指数	報酬月額	指数	報酬月額	指数
H10. 4. 1	1,120,000	100.0	901,000	80.4	697,000	62.2	632,000	56.4
H11. 4. 1	1,120,000	100.0	901,000	80.4	697,000	62.2	632,000	56.4
H12. 4. 1	1,120,000	100.0	901,000	80.4	697,000	62.2	632,000	56.4
H13. 4. 1	1,120,000	100.0	901,000	80.4	697,000	62.2	632,000	56.4
H14. 4. 1	1,120,000	100.0	901,000	80.4	697,000	62.2	632,000	56.4
H15. 1. 1	1,100,000	100.0	886,000	80.5	685,000	62.3	621,000	56.5
H15. 4. 1	1,100,000	100.0	886,000	80.5	685,000	62.3	621,000	56.5
H16. 4. 1	1,075,000	100.0	866,000	80.6	678,000	63.1	615,000	57.2
～								
R7. 4. 1	1,075,000	100.0	866,000	80.6	678,000	63.1	615,000	57.2

改定年月日	議員		一般行政職 ※給与実態調査(総務省)より			
			最高給者		平均	
	報酬月額	指数	給料月額	指数	給料月額	指数
H10. 4. 1	600,000	53.6	541,300	48.3	352,046	31.4
H11. 4. 1	600,000	53.6	541,300	48.3	354,754	31.7
H12. 4. 1	600,000	53.6	527,500	47.1	358,877	32.0
H13. 4. 1	600,000	53.6	527,500	47.1	356,712	31.8
H14. 4. 1	600,000	53.6	532,100	47.5	354,836	31.7
H15. 1. 1	590,000	53.6	532,100	48.4	354,836	32.3
H15. 4. 1	590,000	53.6	520,900	47.4	349,534	31.8
H16. 4. 1	585,000	54.4	519,100	48.3	346,351	32.2
H17. 4. 1	585,000	54.4	(493,145)	45.9	(334,296)	31.1
H18. 4. 1	585,000	54.4	(501,878)	46.7	(341,903)	31.8
H19. 4. 1	585,000	54.4	(489,074)	45.5	(341,649)	31.8
H20. 4. 1	585,000	54.4	(482,478)	44.9	(341,447)	31.8
H21. 4. 1	585,000	54.4	(482,478)	44.9	(338,887)	31.5
H22. 4. 1	585,000	54.4	(447,450)	41.6	(327,194)	30.4
H23. 4. 1	585,000	54.4	(457,646)	42.6	(331,525)	30.8
H24. 4. 1	585,000	54.4	(459,974)	42.8	(327,672)	30.5
H25. 4. 1	585,000	54.4	(469,500)	43.7	(328,844)	30.6
H26. 4. 1	585,000	54.4	466,400	43.4	328,509	30.6
H27. 4. 1	585,000	54.4	468,400	43.6	326,405	30.4
H28. 4. 1	585,000	54.4	468,171	43.6	324,087	30.1
H29. 4. 1	585,000	54.4	466,595	43.4	323,075	30.1
H30. 4. 1	585,000	54.4	473,700	44.1	322,493	30.0
H31. 4. 1	585,000	54.4	469,100	43.6	321,986	30.0
R2. 4. 1	585,000	54.4	469,100	43.6	322,767	30.0
R3. 4. 1	585,000	54.4	466,600	43.4	319,717	29.7
R4. 4. 1	585,000	54.4	467,100	43.5	317,746	29.6
R5. 4. 1	585,000	54.4	467,600	43.5	318,155	29.6
R6. 4. 1	585,000	54.4	469,400	43.7	320,117	29.8
R7. 4. 1	585,000	54.4	481,000	44.7	329,012	30.6

## 16 四国県庁所在市及び高知県との給料及び報酬月額と比較

### (1) 市長【独自減額反映なし】

(単位：円：%)

改定年月日	高知市 人口31.0万			徳島市 人口24.3万			高松市 人口41.6万		
	給料月額	改定額	指数	給料月額	改定額	指数	給料月額	改定額	指数
H10. 4. 1	1,120,000	+1万	100.0	1,133,000		101.2	1,157,000		103.3
H11. 4. 1	1,120,000		100.0	1,155,000	+2万2千	103.1	1,157,000		103.3
H12. 4. 1	1,120,000		100.0	1,155,000		103.1	1,157,000		103.3
H13. 4. 1	1,120,000		100.0	1,155,000		103.1	1,157,000		103.3
H14. 4. 1	1,120,000		100.0	1,155,000		103.1	1,157,000		103.3
H15. 1. 1	1,100,000	△2万	100.0	1,131,000	△2万4千	102.8	1,157,000		105.2
H15. 4. 1	1,100,000		100.0	1,131,000		102.8	1,133,000	△2万4千	103.0
H15.12. 1	1,100,000		100.0	1,118,000	△1万3千	101.6	1,133,000		103.0
H16. 4. 1	1,075,000	△2万5千	100.0	1,118,000		104.0	1,121,000	△1万2千	104.3
H17. 4. 1	1,075,000		100.0	1,118,000		104.0	1,121,000		104.3
H17.12. 1	1,075,000		100.0	1,118,000		104.0	1,121,000		104.3
H18. 4. 1	1,075,000		100.0	1,118,000		104.0	1,110,000	△1万1千	103.3
H19. 4. 1	1,075,000		100.0	1,118,000		104.0	1,110,000		103.3
H20. 4. 1	1,075,000		100.0	1,118,000		104.0	1,110,000		103.3
H21. 4. 1	1,075,000		100.0	1,118,000		104.0	1,110,000		103.3
H22. 4. 1	1,075,000		100.0	1,118,000		104.0	1,110,000		103.3
～									
R6. 4. 1	1,075,000		100.0	1,118,000		104.0	1,110,000		103.3
R7. 4. 1	1,075,000		100.0	1,118,000		104.0	1,122,000	+1万2千	104.4

改定年月日	松山市 人口49.4万			高知県知事		
	給料月額	改定額	指数	給料月額	改定額	指数
H10. 4. 1	1,161,000		103.7	1,300,000		116.1
H11. 4. 1	1,161,000		103.7	1,300,000		116.1
H12. 4. 1	1,161,000		103.7	1,300,000		116.1
H13. 4. 1	1,161,000		103.7	1,300,000		116.1
H14. 4. 1	1,161,000		103.7	1,300,000		118.2
H15. 1. 1	1,137,000	△2万4千	103.4	1,300,000		116.1
H15. 4. 1	1,137,000		103.4	1,280,000	△2万	116.4
H15.12. 1	1,125,000	△1万2千	102.3	1,280,000		116.4
H16. 4. 1	1,125,000		104.7	1,260,000	△2万	117.2
H17. 4. 1	1,125,000		104.7	1,260,000		117.2
H17.12. 1	1,120,000	△5千	104.2	1,260,000		117.2
H18. 4. 1	1,120,000		104.2	1,240,000	△2万	115.3
H19. 4. 1	1,120,000		104.2	1,240,000		115.3
H20. 4. 1	1,120,000		104.2	1,240,000		115.3
H21. 4. 1	1,120,000		104.2	1,240,000		115.3
H22. 4. 1	1,120,000		104.2	1,220,000	△2万	113.5
～						
R6. 4. 1	1,120,000		104.2	1,220,000		113.5
R7. 4. 1	1,120,000		104.2	1,220,000		113.5

※ 指数は、高知市長を100とした場合の数値

## (2) 市長【独自減額反映後】

(単位：円：%)

改定年月日	高知市			徳島市			高松市		
	給料月額	減額率	指数	給料月額	減額率	指数	給料月額	減額率	指数
H17. 4. 1	967,500	10%	100.0	894,400	20%	92.4	1,110,000	—	114.7
H18. 4. 1	967,500	10%	100.0	894,400	20%	92.4	1,110,000	—	114.7
H19. 4. 1	967,500	10%	100.0	894,400	20%	92.4	1,110,000	—	114.7
H20. 4. 1	967,500	10%	100.0	894,400	20%	92.4	1,110,000	—	114.7
H21. 4. 1	860,000	20%	100.0	894,400	20%	104.0	1,055,000	5%	122.7
H22. 4. 1	860,000	20%	100.0	894,400	20%	104.0	1,055,000	5%	122.7
H23. 4. 1	860,000	20%	100.0	894,400	20%	104.0	1,055,000	5%	122.7
H24. 4. 1	860,000	20%	100.0	894,400	20%	104.0	1,055,000	5%	122.7
H25. 4. 1	860,000 (806,250)	20% (25%)	100.0 (100.0)	894,400 (838,500)	20% (25%)	104.0 (104.0)	999,000 (944,000)	10% (15%)	116.2 (117.1)
H26. 4. 1	967,500	10%	100.0	1,006,200	10%	104.0	1,110,000	—	114.7
H27. 4. 1	967,500	10%	100.0	1,118,000	—	115.6	1,110,000	—	114.7
H28. 4. 1	967,500	10%	100.0	1,118,000	—	115.6	1,110,000	—	114.7
H29. 4. 1	967,500	10%	100.0	1,118,000	—	115.6	1,110,000	—	114.7
H30. 4. 1	967,500	10%	100.0	950,300	15%	98.2	1,110,000	—	114.7
H31. 4. 1	967,500	10%	100.0	950,300	15%	98.2	1,110,000	—	114.7
R 2. 4. 1	967,500	10%	100.0	1,118,000	—	115.6	1,110,000	—	114.7
R 3. 4. 1	967,500	10%	100.0	1,118,000	—	115.6	1,110,000	—	114.7
R 4. 4. 1	967,500	10%	100.0	1,118,000	—	115.6	1,110,000	—	114.7
R 5. 4. 1	967,500	10%	100.0	1,118,000	—	115.6	1,110,000	—	114.7
R 6. 4. 1	1,075,000	—	100.0	1,118,000	—	104.0	1,110,000	—	103.3
R 7. 4. 1	1,075,000	—	100.0	1,118,000	—	104.0	1,122,000	—	104.4

※平成25年の下段（ ）書きは、国の要請による減額率上乘せ後の値

改定年月日	松山市			高知県知事		
	給料月額	減額率	指数	給料月額	減額率	指数
H17. 4. 1	1,091,250	3%	112.8	992,000	20%	102.5
H18. 4. 1	1,086,400	3%	112.3	992,000	20%	102.5
H19. 4. 1	1,086,400	3%	112.3	868,000	30%	89.7
H20. 4. 1	1,086,400	3%	112.3	868,000	30%	89.7
H21. 4. 1	1,086,400	3%	126.3	868,000	30%	100.9
H22. 4. 1	1,086,400	3%	126.3	976,000	20%	113.5
H23. 4. 1	1,086,400	3%	126.3	976,000	20%	113.5
H24. 4. 1	1,086,400	3%	126.3	976,000	20%	113.5
H25. 4. 1	1,030,400	8%	119.8	976,000	20%	113.5
H26. 4. 1	1,030,400	8%	106.5	976,000	20%	100.9
H27. 4. 1	1,030,400	8%	106.5	976,000	20%	100.9
H28. 4. 1	1,030,400	8%	106.5	976,000	20%	100.9
H29. 4. 1	1,030,400	8%	106.5	976,000	20%	100.9
H30. 4. 1	1,030,400	8%	106.5	1,098,000	10%	113.5
H31. 4. 1	1,030,400	8%	106.5	1,098,000	10%	113.5
R 2. 4. 1	1,030,400	8%	106.5	1,098,000	10%	113.5
R 3. 4. 1	1,030,400	8%	106.5	1,098,000	10%	113.5
R 4. 4. 1	1,030,400	8%	106.5	1,098,000	10%	113.5
R 5. 4. 1	1,030,400	8%	106.5	1,098,000	10%	113.5
R 6. 4. 1	1,030,400	8%	95.9	1,220,000	—	113.5
R 7. 4. 1	1,120,000	—	104.2	1,220,000	—	113.5

※平成25年の下段（ ）書きは、国の要請による減額率上乘せ後の値

## (3) 副市長【独自減額反映なし】

(単位：円：%)

改定年月日	高知市			徳島市			高松市		
	給料月額	改定額	指数	給料月額	改定額	指数	給料月額	改定額	指数
H10. 4. 1	901,000	+8千	100.0	917,000		101.8	934,000		103.7
H11. 4. 1	901,000		100.0	927,000	+1万	102.9	934,000		103.7
H12. 4. 1	901,000		100.0	927,000		102.9	934,000		103.7
H13. 4. 1	901,000		100.0	927,000		102.9	934,000		103.7
H14. 4. 1	901,000		100.0	927,000		102.9	934,000		105.4
H15. 1. 1	886,000	△1万5千	100.0	907,000	△2万4千	102.4	934,000		103.7
H15. 4. 1	886,000		100.0	907,000		102.4	915,000	△1万9千	103.3
H15.12. 1	886,000		100.0	896,000	△1万1千	101.1	915,000		103.3
H16. 4. 1	866,000	△2万	100.0	896,000		103.5	906,000	△9千	104.6
H17. 4. 1	866,000		100.0	896,000		103.5	906,000		104.6
H17.12. 1	866,000		100.0	896,000		103.5	906,000		104.6
H18. 4. 1	866,000		100.0	896,000		103.5	897,000	△9千	103.6
H19. 4. 1	866,000		100.0	896,000		103.5	897,000		103.6
H20. 4. 1	866,000		100.0	896,000		103.5	897,000		103.6
H21. 4. 1	866,000		100.0	896,000		103.5	897,000		103.6
H22. 4. 1	866,000		100.0	896,000		103.5	897,000		103.6
～									
R 6. 4. 1	866,000		100.0	896,000		103.5	897,000		103.6
R 7. 4. 1	866,000		100.0	896,000		103.5	907,000	+1万	104.7

改定年月日	松山市			高知県副知事		
	給料月額	改定額	指数	給料月額	改定額	指数
H10. 4. 1	927,000		102.9	990,000		109.9
H11. 4. 1	927,000		102.9	990,000		109.9
H12. 4. 1	927,000		102.9	990,000		109.9
H13. 4. 1	927,000		102.9	990,000		109.9
H14. 4. 1	927,000		102.9	990,000		111.7
H15. 1. 1	908,000	△1万9千	102.5	990,000		109.9
H15. 4. 1	908,000		102.5	980,000	△1万	110.6
H15.12. 1	903,000	△5千	101.9	980,000		110.6
H16. 4. 1	903,000		104.3	960,000	△2万	110.9
H17. 4. 1	903,000		104.3	960,000		110.9
H17.12. 1	899,000	△4千	103.8	960,000		110.9
H18. 4. 1	899,000		103.8	950,000	△1万	109.7
H19. 4. 1	899,000		103.8	950,000		109.7
H20. 4. 1	899,000		103.8	950,000		109.7
H21. 4. 1	899,000		103.8	950,000		109.7
H22. 4. 1	899,000		103.8	940,000	△1万	108.5
～						
R 6. 4. 1	899,000		103.8	940,000		108.5
R 7. 4. 1	899,000		103.8	940,000		108.5

※ 指数は、高知市副市長を100とした場合の数値

## (4) 副市長【独自減額反映後】

(単位：円：%)

改定年月日	高知市			徳島市			高松市		
	給料月額	減額率	指数	給料月額	減額率	指数	給料月額	減額率	指数
H17. 4. 1	779,400	10%	100.0	788,480	12%	101.2	906,000	—	116.2
H18. 4. 1	779,400	10%	100.0	788,480	12%	101.2	897,000	—	115.1
H19. 4. 1	779,400	10%	100.0	788,480	12%	101.2	897,000	—	115.1
H20. 4. 1	779,400	10%	100.0	788,480	12%	101.2	897,000	—	115.1
H21. 4. 1	736,100	15%	100.0	788,480	12%	107.1	862,000	4%	117.1
H22. 4. 1	736,100	15%	100.0	788,480	12%	107.1	862,000	4%	117.1
H23. 4. 1	736,100	15%	100.0	788,480	12%	107.1	862,000	4%	117.1
H24. 4. 1	736,100	15%	100.0	788,480	12%	107.1	862,000	4%	117.1
H25. 4. 1	736,100	15%	100.0	788,480	12%	107.1	817,000	9%	111.0
	(692,800)	(20%)	(100.0)	(761,600)	(15%)	(109.9)	(772,000)	(14%)	(111.4)
H26. 4. 1	822,700	5%	100.0	896,000	—	108.9	897,000	—	109.0
H27. 4. 1	822,700	5%	100.0	896,000	—	108.9	897,000	—	109.0
H28. 4. 1	822,700	5%	100.0	896,000	—	108.9	897,000	—	109.0
H29. 4. 1	822,700	5%	100.0	896,000	—	108.9	897,000	—	109.0
H30. 4. 1	822,700	5%	100.0	833,280	7%	101.3	897,000	—	109.0
H31. 4. 1	822,700	5%	100.0	833,280	7%	101.3	897,000	—	109.0
R 2. 4. 1	822,700	5%	100.0	896,000	—	108.9	897,000	—	109.0
R 3. 4. 1	822,700	5%	100.0	896,000	—	108.9	897,000	—	109.0
R 4. 4. 1	822,700	5%	100.0	896,000	—	108.9	897,000	—	109.0
R 5. 4. 1	822,700	5%	100.0	896,000	—	108.9	897,000	—	109.0
R 6. 4. 1	866,000	—	100.0	896,000	—	103.5	897,000	—	103.6
R 7. 4. 1	866,000	—	100.0	896,000	—	103.5	907,000	—	104.7

※平成25年の下段（）書きは、国の要請による減額率上乘せ後の値

改定年月日	松山市			高知県副知事		
	給料月額	減額率	指数	給料月額	減額率	指数
H17. 4. 1	875,910	3%	112.4	836,000	12%	107.3
H18. 4. 1	872,030	3%	111.9	836,000	12%	107.3
H19. 4. 1	872,030	3%	111.9	836,000	12%	107.3
H20. 4. 1	872,030	3%	111.9	807,500	15%	103.6
H21. 4. 1	872,030	3%	118.5	807,500	15%	109.7
H22. 4. 1	872,030	3%	118.5	874,200	7%	118.8
H23. 4. 1	872,030	3%	118.5	874,200	7%	118.8
H24. 4. 1	872,030	3%	118.5	874,200	7%	118.8
H25. 4. 1	827,080	8%	112.4	874,200	7%	118.8
H26. 4. 1	845,060	6%	102.7	874,200	7%	106.3
H27. 4. 1	845,060	6%	102.7	874,200	7%	106.3
H28. 4. 1	845,060	6%	102.7	874,200	7%	106.3
H29. 4. 1	845,060	6%	102.7	874,200	7%	106.3
H30. 4. 1	845,060	6%	102.7	911,800	3%	110.8
H31. 4. 1	845,060	6%	102.7	911,800	3%	110.8
R 2. 4. 1	845,060	6%	102.7	911,800	3%	110.8
R 3. 4. 1	845,060	6%	102.7	911,800	3%	110.8
R 4. 4. 1	845,060	6%	102.7	911,800	3%	110.8
R 5. 4. 1	845,060	6%	102.7	911,800	3%	110.8
R 6. 4. 1	845,060	6%	97.6	940,000	—	108.5
R 7. 4. 1	899,000	—	103.8	940,000	—	108.5

※平成25年の下段（）書きは、国の要請による減額率上乘せ後の値

## (5) 議長【独自減額反映なし】

(単位：円：%)

改定年月日	高知市			徳島市			高松市		
	報酬月額	改定額	指数	報酬月額	改定額	指数	報酬月額	改定額	指数
H10. 4. 1	697,000	+6千	100.0	701,000		100.6	727,000		104.3
H11. 4. 1	697,000		100.0	714,000	+1万3千	102.4	727,000		104.3
H12. 4. 1	697,000		100.0	714,000		102.4	727,000		104.3
H12.12. 1	697,000		100.0	714,000		102.4	727,000		104.3
H13. 4. 1	697,000		100.0	714,000		102.4	727,000		104.3
H14. 4. 1	697,000		100.0	714,000		104.2	727,000		106.1
H15. 1. 1	685,000	△1万2千	100.0	714,000		104.2	727,000		106.1
H15. 4. 1	685,000		100.0	714,000		104.2	727,000		107.2
H16. 4. 1	678,000	△7千	100.0	714,000		105.3	727,000		107.2
H17. 4. 1	678,000		100.0	714,000		105.3	727,000		107.2
H18. 4. 1	678,000		100.0	714,000		105.3	727,000		107.2
H19. 4. 1	678,000		100.0	714,000		105.3	727,000		107.2
H20. 4. 1	678,000		100.0	714,000		105.3	727,000		107.2
H21. 4. 1	678,000		100.0	714,000		105.3	727,000		107.2
H22. 4. 1	678,000		100.0	714,000		105.3	727,000		107.2
～									
R 6. 4. 1	678,000		100.0	714,000		105.3	727,000		107.2
R 7. 4. 1	678,000		100.0	714,000		105.3	735,000	+8千	108.4

改定年月日	松山市			高知県		
	報酬月額	改定額	指数	報酬月額	改定額	指数
H10. 4. 1	718,000		103.0	950,000		136.3
H11. 4. 1	718,000		103.0	950,000		136.3
H12. 4. 1	718,000		103.0	950,000		136.3
H12.12. 1	732,000	+1万4千	105.0	950,000		136.3
H13. 4. 1	732,000		105.0	950,000		136.3
H14. 1. 1	732,000		106.9	950,000		136.3
H14. 4. 1	732,000		106.9	950,000		138.7
H15. 4. 1	732,000		108.0	940,000	△1万	137.2
H16. 4. 1	732,000		108.0	920,000	△2万	135.7
H17. 4. 1	732,000		108.0	920,000		135.7
H18. 4. 1	732,000		108.0	910,000	△1万	134.2
H19. 4. 1	732,000		108.0	910,000		134.2
H20. 4. 1	732,000		108.0	910,000		134.2
H21. 4. 1	732,000		108.0	910,000		134.2
H22. 4. 1	732,000		108.0	900,000	△1万	132.7
～						
R 6. 4. 1	732,000		108.0	900,000		132.7
R 7. 4. 1	732,000		108.0	900,000		132.7

※ 指数は、高知市議会議長を100とした場合の数値

## (6) 副議長【独自減額反映なし】

(単位：円：%)

改定年月日	高知市			徳島市			高松市		
	報酬月額	改定額	指数	報酬月額	改定額	指数	報酬月額	改定額	指数
H10. 4. 1	632,000	+6千	100.0	637,000		100.8	647,000		102.4
H11. 4. 1	632,000		100.0	647,000	+1万	102.4	647,000		102.4
H12. 4. 1	632,000		100.0	647,000		102.4	647,000		102.4
H12.12. 1	632,000		100.0	647,000		102.4	647,000		102.4
H13. 4. 1	632,000		100.0	647,000		102.4	647,000		102.4
H14. 4. 1	632,000		100.0	647,000		104.2	647,000		104.2
H15. 1. 1	621,000	△1万1千	100.0	647,000		102.4	647,000		102.4
H15. 4. 1	621,000		100.0	647,000		104.2	647,000		104.2
H16. 4. 1	615,000	△6千	100.0	647,000		105.2	647,000		105.2
H17. 4. 1	615,000		100.0	647,000		105.2	647,000		105.2
H18. 4. 1	615,000		100.0	647,000		105.2	647,000		105.2
H19. 4. 1	615,000		100.0	647,000		105.2	647,000		105.2
H20. 4. 1	615,000		100.0	647,000		105.2	647,000		105.2
H21. 4. 1	615,000		100.0	647,000		105.2	647,000		105.2
H22. 4. 1	615,000		100.0	647,000		105.2	647,000		105.2
～									
R 6. 4. 1	615,000		100.0	647,000		105.2	647,000		105.2
R 7. 4. 1	615,000		100.0	647,000		105.2	654,000	+7千	106.3

改定年月日	松山市			高知県		
	報酬月額	改定額	指数	報酬月額	改定額	指数
H10. 4. 1	641,000		101.4	860,000		136.1
H11. 4. 1	641,000		101.4	860,000		136.1
H12. 4. 1	641,000		101.4	860,000		136.1
H12.12. 1	654,000	+1万3千	103.5	860,000		136.1
H13. 4. 1	654,000		103.5	860,000		136.1
H14. 1. 1	654,000		105.3	860,000		138.5
H14. 4. 1	654,000		103.5	860,000		136.1
H15. 4. 1	654,000		105.3	850,000	△1万	136.9
H16. 4. 1	654,000		106.3	840,000	△2万	136.6
H17. 4. 1	654,000		106.3	840,000		136.6
H18. 4. 1	654,000		106.3	830,000	△1万	135.0
H19. 4. 1	654,000		106.3	830,000		135.0
H20. 4. 1	654,000		106.3	830,000		135.0
H21. 4. 1	654,000		106.3	830,000		135.0
H22. 4. 1	654,000		106.3	820,000	△1万	133.3
～						
R 6. 4. 1	654,000		106.3	820,000		133.3
R 7. 4. 1	654,000		106.3	820,000		133.3

※ 指数は、高知市議会副議長を100とした場合の数値

## (7) 議員【独自減額反映なし】

(単位：円：%)

改定年月日	高知市			徳島市			高松市		
	報酬月額	改定額	指数	報酬月額	改定額	指数	報酬月額	改定額	指数
H10. 4. 1	600,000	+5千	100.0	597,000		99.5	608,000		101.3
H11. 4. 1	600,000		100.0	606,000	+1万	101.0	608,000		101.3
H12. 4. 1	600,000		100.0	606,000		101.0	608,000		101.3
H12.12. 1	600,000		100.0	606,000		101.0	608,000		101.3
H13. 4. 1	600,000		100.0	606,000		101.0	608,000		101.3
H14. 4. 1	600,000		100.0	606,000		102.7	608,000		103.1
H15. 1. 1	590,000	△1万	100.0	606,000		101.0	608,000		101.3
H15. 4. 1	590,000		100.0	606,000		102.7	608,000		103.1
H16. 4. 1	585,000	△5千	100.0	606,000		103.6	608,000		103.9
H17. 4. 1	585,000		100.0	606,000		103.6	608,000		103.9
H18. 4. 1	585,000		100.0	606,000		103.6	608,000		103.9
H19. 4. 1	585,000		100.0	606,000		103.6	608,000		103.9
H20. 4. 1	585,000		100.0	606,000		103.6	608,000		103.9
H21. 4. 1	585,000		100.0	606,000		103.6	608,000		103.9
H22. 4. 1	585,000		100.0	606,000		103.6	608,000		103.9
～									
R6. 4. 1	585,000		100.0	606,000		103.6	608,000		103.9
R7. 4. 1	585,000		100.0	606,000		103.6	615,000	+7千	105.1

改定年月日	松山市			高知県		
	報酬月額	改定額	指数	報酬月額	改定額	指数
H10. 4. 1	611,000		101.8	810,000		135.0
H11. 4. 1	611,000		101.8	810,000		135.0
H12. 4. 1	611,000		101.8	810,000		135.0
H12.12. 1	623,000	+1万3千	103.8	810,000		135.0
H13. 4. 1	623,000		103.8	810,000		135.0
H14. 1. 1	623,000		105.6	810,000		137.3
H14. 4. 1	623,000		103.8	810,000		135.0
H15. 4. 1	623,000		105.6	800,000	△1万	135.6
H16. 4. 1	623,000		106.5	790,000	△1万	135.0
H17. 4. 1	623,000		106.5	790,000		135.0
H18. 4. 1	623,000		106.5	780,000	△1万	133.3
H19. 4. 1	623,000		106.5	780,000		133.3
H20. 4. 1	623,000		106.5	780,000		133.3
H21. 4. 1	623,000		106.5	780,000		133.3
H22. 4. 1	623,000		106.5	770,000	△1万	131.6
～						
R6. 4. 1	623,000		106.5	770,000		131.6
R7. 4. 1	623,000		106.5	770,000		131.6

※ 指数は、高知市議会議員を100とした場合の数値



# 17 年収比較（試算値）

(1) 市長（指数は市長を100とした場合の数値）

（単位：千円：％）

年度	給料月額	月数	給料 (A)	期末手当（B）			年収 (A+B)	指数	
				加算率	基礎額	月数			手当額
10	1,120.0	12	13,440	20%	1,344	4.05	5,443	18,883	100.0
11	1,120.0	12	13,440		1,344	4.05	5,443	18,883	100.0
12	1,120.0	12	13,440		1,344	4.05	5,443	18,883	100.0
13	1,120.0	12	13,440		1,344	3.55	4,771	18,211	100.0
14	1,100.0	12	13,200		1,320	3.50	4,620	17,820	100.0
15	1,100.0	12	13,200		1,320	3.50	4,620	17,820	100.0
16	1,075.0	12	12,900		1,290	3.30	4,257	17,157	100.0
17	減額後 967.5	12	11,610		1,290	3.35	4,321	15,931	100.0
18	減額後 967.5	12	11,610		1,290	3.35	4,321	15,931	100.0
19	減額後 967.5	12	11,610		1,290	3.35	4,321	15,931	100.0
20	減額後 967.5	12	11,610		1,290	3.35	4,321	15,931	100.0
21	減額後 860.0	12	10,320		1,290	3.10	3,999	14,319	100.0
22	減額後 860.0	12	10,320		1,290	2.95	3,805	14,125	100.0
23	減額後 860.0	12	10,320		1,290	2.95	3,805	14,125	100.0
24	減額後 860.0	12	10,320		1,290	2.95	3,805	14,125	100.0
25	減額後① 860.0	6	9,997		1,290	2.95	3,805	13,802	100.0
	減額後② 806.3	6							
26	減額後 967.5	12	11,610		1,290	2.95	3,805	15,415	100.0
27	減額後 967.5	12	11,610		1,290	3.00	3,870	15,480	100.0
28	減額後 967.5	12	11,610		1,290	3.25	4,192	15,802	100.0
29	減額後 967.5	12	11,610		1,290	3.30	4,257	15,867	100.0
30	減額後 967.5	12	11,610		1,290	3.35	4,321	15,931	100.0
31	減額後 967.5	12	11,610		1,290	3.40	4,386	15,996	100.0
2	減額後 967.5	12	11,610		1,290	3.40	4,386	15,996	100.0
3	減額後 967.5	12	11,610		1,290	3.35	4,321	15,931	100.0
4	減額後 967.5	12	11,610		1,290	3.30	4,128	15,738	100.0
5	減額後 967.5	12	11,610		1,290	3.40	4,386	15,996	100.0
6	1,075.0	12	12,900		1,290	3.45	4,450	17,350	100.0
7	1,075.0	12	12,900		1,290	3.50	4,515	17,415	100.0

※令和4年6月の期末手当は、令和3年度の期末手当の引下げに相当する額（令和3年12月に支給された期末手当の額の167.5分の10）を減じた額を支給

(2) 副市長（指数は市長を100とした場合の数値）

（単位：千円：％）

年度	給料月額	月数	給料 (A)	期末手当（B）			年収 (A+B)	指数	
				加算率	基礎額	月数			手当額
10	901.0	12	10,812	20%	1,081	4.05	4,378	15,190	80.4
11	901.0	12	10,812		1,081	4.05	4,378	15,190	80.4
12	901.0	12	10,812		1,081	4.05	4,378	15,190	80.4
13	901.0	12	10,812		1,081	3.55	3,838	14,650	80.4
14	901.0	12	10,812		1,081	3.50	3,784	14,596	81.9
15	866.0	12	10,392		1,039	3.50	3,637	14,029	78.7
16	866.0	12	10,392		1,039	3.30	3,429	13,821	80.6
17	減額後 779.4	12	9,353		1,039	3.35	3,481	12,834	80.6
18	減額後 779.4	12	9,353		1,039	3.35	3,481	12,834	80.6
19	減額後 779.4	12	9,353		1,039	3.35	3,481	12,834	80.6
20	減額後 779.4	12	9,353		1,039	3.35	3,481	12,834	80.6
21	減額後 736.1	12	8,833		1,039	3.10	3,221	12,054	84.2
22	減額後 736.1	12	8,833		1,039	2.95	3,065	11,898	84.2
23	減額後 736.1	12	8,833		1,039	2.95	3,065	11,898	84.2
24	減額後 736.1	12	8,833		1,039	2.95	3,065	11,898	84.2
25	減額後① 736.1	6	8,573		1,039	2.95	3,065	11,638	84.3
	減額後② 692.8	6							
26	減額後 822.7	12	9,872		1,039	2.95	3,065	12,937	83.9
27	減額後 822.7	12	9,872		1,039	3.00	3,117	12,989	83.9
28	減額後 822.7	12	9,872		1,039	3.25	3,377	13,249	83.8
29	減額後 822.7	12	9,872		1,039	3.30	3,429	13,301	83.8
30	減額後 822.7	12	9,872		1,039	3.35	3,481	13,353	83.8
31	減額後 822.7	12	9,872		1,039	3.40	3,533	13,405	83.8
2	減額後 822.7	12	9,872		1,039	3.40	3,533	13,405	83.8
3	減額後 822.7	12	9,872		1,039	3.35	3,481	13,353	83.8
4	減額後 822.7	12	9,872		1,039	3.30	3,325	13,197	83.9
5	減額後 822.7	12	9,872		1,039	3.40	3,533	13,405	83.8
6	866.0	12	10,392		1,039	3.45	3,585	13,977	80.6
7	866.0	12	10,392		1,039	3.50	3,637	14,029	80.6

※減額措置は松島副市長（令和2年7月～令和5年7月）を除く

※令和4年6月の期末手当は、令和3年度の期末手当の引下げに相当する額（令和3年12月に支給された期末手当の額の167.5分の10）を減じた額を支給

## (3) 一般職最高給者（指数は市長を100とした場合の数値）

（単位：千円：％）

年度	給料月額	管理職手当率	管理職手当 手当額	月数	給料+手当 (A)	期末勤勉手当 (B)			年収 (A+B)	指数	
						加算率	基礎額	月数			手当額
10	541.3	20%	108.26	12	7,795	20%	650	5.25	3,410	11,205	<b>59.3</b>
11	541.3	20%	108.26	12	7,795	20%	650	5.25	3,410	11,205	<b>59.3</b>
12	527.5	20%	105.50	12	7,596	20%	633	5.25	3,323	10,919	<b>57.8</b>
13	527.5	20%	105.50	12	7,596	20%	633	5.25	3,323	10,919	<b>60.0</b>
14	532.1	20%	106.42	12	7,662	20%	639	4.65	2,969	10,631	<b>59.7</b>
15	520.9	20%	104.18	12	7,501	20%	625	4.65	2,906	10,407	<b>58.4</b>
16	519.1	18%	93.44	12	7,350	20%	623	4.40	2,740	10,090	<b>58.8</b>
17	減額後 468.4	18%	84.31	12	6,633	20%	592	4.42	2,615	9,248	<b>58.0</b>
18	減額後 501.8	18%	90.32	12	7,105	20%	634	4.42	2,801	9,906	<b>62.2</b>
19	減額後 489.0	18%	88.02	12	6,924	20%	618	4.42	2,730	9,654	<b>60.6</b>
20	減額後 489.0	定額	84.60	12	6,883	20%	618	4.42	2,730	9,613	<b>60.3</b>
21	減額後 482.0	定額	84.60	12	6,799	20%	609	4.07	2,477	9,276	<b>64.8</b>
22	減額後 447.4	定額	76.14	12	6,282	20%	565	3.87	2,187	8,469	<b>60.0</b>
23	減額後 457.6	定額	76.14	12	6,405	20%	566	3.87	2,190	8,595	<b>60.8</b>
24	減額後 460.0	定額	76.14	12	6,434	20%	569	3.87	2,202	8,636	<b>61.1</b>
25	減額後 469.5	定額	84.60	6	6,508	20%	563	3.87	2,180	8,688	<b>62.9</b>
26	減額後 446.0	定額	84.60	6	6,508	20%	563	3.87	2,180	8,688	<b>62.9</b>
26	466.4	定額	84.60	12	6,612	20%	560	3.92	2,193	8,805	<b>57.1</b>
27	468.4	定額	84.60	12	6,636	20%	562	3.94	2,214	8,850	<b>57.2</b>
28	468.2	定額	84.60	12	6,634	20%	562	4.24	2,382	9,016	<b>57.1</b>
29	466.6	定額	84.60	12	6,614	20%	560	4.34	2,430	9,044	<b>57.0</b>
30	473.7	定額	84.60	12	6,700	20%	568	4.39	2,495	9,195	<b>57.7</b>
31	469.1	定額	84.60	12	6,644	20%	563	4.44	2,499	9,143	<b>57.2</b>
2	469.1	定額	84.60	12	6,644	20%	563	4.39	2,471	9,115	<b>57.0</b>
3	466.6	定額	84.60	12	6,614	20%	560	4.39	2,458	9,072	<b>56.9</b>
4	467.1	定額	84.60	12	6,620	20%	561	4.34	2,348	8,968	<b>57.0</b>
5	469.0	定額	84.60	12	6,643	20%	563	4.44	2,498	9,141	<b>57.1</b>
6	474.4	定額	84.60	12	6,708	20%	569	4.54	2,584	9,292	<b>53.6</b>
7	494.1	定額	84.60	12	6,944	20%	593	4.59	2,721	9,665	<b>55.5</b>

※住居手当・通勤手当等は除く

※令和4年6月の期末手当は、令和3年度の期末手当の引下げに相当する額（令和3年12月に支給された期末手当の額の127.5分の15）を減じた額を支給

## (4) 高知県知事 (指数は市長を100とした場合の数値)

(単位: 千円: %)

年度	給料月額	月数	給料(A)	期末手当(B)			年収(A+B)	指数	
				加算率	基礎額	月数			手当額
10	1,300	12	15,600	45%	1,885	4.05	7,634	23,234	123.0
11	1,300	12	15,600		1,885	4.05	7,634	23,234	123.0
12	1,300	12	15,600		1,885	4.05	7,634	23,234	123.0
13	1,300	12	15,600		1,885	3.55	6,691	22,291	122.4
14	1,300	12	15,600		1,885	3.50	6,597	22,197	124.6
15	1,280	12	15,360		1,856	3.30	6,124	21,484	120.6
16	1,260	12	15,120		1,827	3.30	6,029	21,149	123.3
17	減額後 1,071	12	12,852		1,827	3.30	6,029	18,881	118.5
18	減額後 992	12	11,904		1,798	3.30	5,933	17,837	112.0
19	減額後 868	12	10,416		1,798	3.30	5,933	16,349	102.6
20	減額後 868	12	10,416		1,798	3.35	6,023	16,439	103.2
21	減額後① 868	9	10,788		1,798	3.10	5,573	16,361	114.3
	減額後② 992	3							
22	減額後 976	12	11,712		1,769	2.95	5,218	16,930	119.9
23	減額後 976	12	11,712		1,769	2.95	5,218	16,930	119.9
24	減額後 976	12	11,712		1,769	2.95	5,218	16,930	119.9
25	減額後① 976	3	10,614		1,769	2.95	5,218	15,832	114.7
	減額後② 854	9							
26	減額後 976	12	11,712		1,769	2.95	5,218	16,930	109.8
27	減額後 976	12	11,712		1,769	2.95	5,218	16,930	109.4
28	減額後 976	12	11,712		1,769	3.00	5,307	17,019	107.7
29	減額後 976	12	11,712		1,769	3.05	5,395	17,107	107.8
30	減額後 1,098	12	13,176		1,769	3.10	5,483	18,659	117.1
31	減額後 1,098	12	13,176		1,769	3.15	5,572	18,748	117.2
2	減額後① 1,098	11	12,078		1,769	3.15	5,572	17,650	110.3
	減額後② 0	1							
3	減額後 1,098	12	13,176		1,769	3.15	5,572	18,748	117.7
4	減額後 1,098	12	13,176		1,769	3.20	5,572	18,748	119.1
5	減額後 1,098	12	13,176		1,769	3.25	5,749	18,925	118.3
6	1,220	12	14,640		1,769	3.30	5,837	20,477	118.0
7	1,220	12	14,640		1,769	3.35	5,926	20,566	118.1

※令和4年6月の期末手当は、令和3年度の期末手当の引下げに相当する額(令和3年12月に支給された期末手当の額の157.5分の5)を減じた額を支給

## (5) 高知県副知事 (指数は副市長を100とした場合の数値)

(単位: 千円: %)

年度	給料月額	月数	給料(A)	期末手当(B)			年収(A+B)	指数	
				加算率	基礎額	月数			手当額B
10	990.0	12	11,880	45%	1,436	4.05	5,813	17,693	116.5
11	990.0	12	11,880		1,436	4.05	5,813	17,693	116.5
12	990.0	12	11,880		1,436	4.05	5,813	17,693	116.5
13	990.0	12	11,880		1,436	3.55	5,096	16,976	115.9
14	990.0	12	11,880		1,436	3.50	5,024	16,904	115.8
15	980.0	12	11,760		1,421	3.30	4,689	16,449	117.2
16	960.0	12	11,520		1,392	3.30	4,593	16,113	116.6
17	減額後 844.8	12	10,138		1,392	3.30	4,593	14,731	114.8
18	減額後 836.0	12	10,032		1,378	3.30	4,545	14,577	113.6
19	減額後 836.0	12	10,032		1,378	3.30	4,545	14,577	113.6
20	減額後 807.5	12	9,690		1,378	3.35	4,614	14,304	111.5
21	減額後 807.5	9	9,918		1,378	3.10	4,270	14,188	117.7
	減額後 883.5	3							
22	減額後 874.2	12	10,490		1,363	2.95	4,020	14,510	122.0
23	減額後 874.2	12	10,490		1,363	2.95	4,020	14,510	122.0
24	減額後 874.2	12	10,490		1,363	2.95	4,020	14,510	122.0
25	減額後① 874.2	3	9,814		1,363	2.95	4,020	13,834	118.9
	減額後② 799.0	9							
26	減額後 874.2	12	10,490		1,363	2.95	4,020	14,510	112.2
27	減額後 874.2	12	10,490		1,363	2.95	4,020	14,510	111.7
28	減額後 874.2	12	10,490		1,363	3.00	4,089	14,579	110.0
29	減額後 874.2	12	10,490		1,363	3.05	4,157	14,647	110.1
30	減額後 911.8	12	10,942		1,363	3.10	4,225	15,167	113.6
31	減額後 911.8	12	10,942		1,363	3.15	4,293	15,235	113.6
2	減額後① 911.8	11	10,688		1,363	3.15	4,293	14,981	111.8
	減額後② 658	1							
3	減額後 911.8	12	10,942		1,363	3.15	4,293	15,235	114.1
4	減額後 911.8	12	10,942		1,363	3.20	4,293	15,235	115.4
5	減額後 911.8	12	10,942		1,363	3.25	4,429	15,371	114.7
6	940.0	12	11,280		1,363	3.30	4,497	15,777	112.9
7	940.0	12	11,280		1,363	3.35	4,566	15,846	113.0

※令和4年6月の期末手当は、令和3年度の期末手当の引下げに相当する額(令和3年12月に支給された期末手当の額の157.5分の5)を減じた額を支給

# 資 料 編 Ⅱ

－ 県庁所在市及び中核市に関する報酬等について －

# 18 県庁所在市及び中核市特別職の給料月額比較

(単位：千円)

順位	県庁所在	中核市	改定等	都道府県名	都市名	人口 (千人)	条例上の 給料月額		独自減額後（令和7年12月時点）				備考
							市長	副市長	措置	市長	措置	副市長	
1	○			神奈川県	横浜市	3,769	1,599	1,285		1,599		1,285	
2	○		◎ ※	京都府	京都市	1,431	1,410	1,120		1,410		1,120	R7.3.31を以て減額措置終了 R7.4.1増額
3	○			千葉県	千葉市	985	1,317	1,064		1,317		1,064	
4	○			広島県	広島市	1,176	1,310	1,050		1,310		1,050	
4	○			宮城県	仙台市	1,091	1,310	1,020		1,310		1,020	
6	○			福岡県	福岡市	1,660	1,300	1,040		1,300		1,040	
7	○			北海道	札幌市	1,953	1,280	1,030		1,280		1,030	
8	○			静岡県	静岡市	670	1,250	940		1,250		940	
9	○		※	埼玉県	さいたま市	1,352	1,229	966		1,229		966	R7.3.31を以て減額措置終了
10	○		◎	熊本県	熊本市	729	1,207	960		1,207		960	R7.4.1増額
11	○	○	◎	鹿児島県	鹿児島市	589	1,189	959		1,189		959	R7.4.1増額
12	○	○	※	栃木県	宇都宮市	513	1,180	960		1,180		960	R7.3.31を以て減額措置終了
12	○	○		石川県	金沢市	454	1,180	960		1,180		960	
12	○	○		兵庫県	姫路市	517	1,180	960		1,180		960	
15	○	○		兵庫県	尼崎市	457	1,177	942		1,177		942	
16	○			新潟県	新潟市	758	1,174	948		1,174		948	
17	○			岡山県	岡山市	710	1,160	920		1,160		920	
18	○	○		岡山県	倉敷市	472	1,150	930		1,150		930	
19	○	○		埼玉県	川口市	608	1,146	942		1,146		942	
20	○	○		岩手県	盛岡市	276	1,138	882		1,138		882	
21	○	○		大分県	大分市	471	1,134	905		1,134		905	
22	○			三重県	津市	267	1,130	870		1,130		870	
23	○	○		愛知県	豊田市	415	1,129	951		1,129		951	
24	○			兵庫県	神戸市	1,486	1,410	1,110	20%	1,128	15%	944	減額措置の継続
25	○	○		群馬県	前橋市	328	1,125	900		1,125		900	
26	○	○	◎	香川県	高松市	416	1,122	907		1,122		907	R7.4.1増額
27	○	○	※	愛媛県	松山市	494	1,120	899		1,120		899	R7.3.31を以て減額措置終了
27	○	○		広島県	福山市	453	1,120	930		1,120		930	
29	○			徳島県	徳島市	243	1,118	896		1,118		896	
30	○	○		愛知県	岡崎市	382	1,116	937		1,116		937	
31	○	○		群馬県	高崎市	365	1,100	880		1,100		880	
32	○	○		長野県	長野市	361	1,097	899		1,097		899	
32	○	○		福岡県	久留米市	300	1,097	897		1,097		897	
34	○	○		長崎県	長崎市	388	1,096	892		1,096		892	
34	○	○		愛知県	一宮市	376	1,096	901		1,096		901	
36	○	○		愛知県	豊橋市	365	1,091	915		1,091		915	
37	○	○		岐阜県	岐阜市	398	1,090	890		1,090		890	
38	○	○		福島県	いわき市	301	1,089	891		1,089		891	
39	○	○		沖縄県	那覇市	312	1,085	890		1,085		890	
40	○	○		兵庫県	明石市	306	1,084	895		1,084		895	
41	○	○		山梨県	甲府市	183	1,080	880		1,080		880	
42	○	○		千葉県	船橋市	651	1,076	818		1,076		818	
43	○	○		富山県	富山市	402	1,075	893		1,075		893	
43	○	○		高知県	高知市	310	1,075	866		1,075		866	
45	○	○	◎	島根県	松江市	193	1,073	874		1,073		874	R7.4.1増額
45	○	○		埼玉県	川越市	353	1,073	896		1,073		896	
47	○	○		山形県	山形市	238	1,066	843		1,066		843	
48	○	○		青森県	八戸市	214	1,062	856		1,062		856	
49	○	○		山口県	下関市	242	1,060	860		1,060		860	
50	○	○		長崎県	佐世保市	227	1,058	873		1,058		873	

(単位：千円)

順位	県庁所在	中核市	改定等	都道府県名	都市名	人口 (千人)	条例上の 給料月額		独自減額後（令和7年12月時点）				備考
							市長	副市長	措置	市長	措置	副市長	
50	○	○		福井県	福井市	253	1,058	874		1,058		874	R7.8～R7.10の間市長30%減額
52		○		福島県	郡山市	311	1,057	888		1,057		888	
53	○	○		秋田県	秋田市	291	1,173	899	10%	1,056	5%	854	減額措置の継続
54	○	○		宮崎県	宮崎市	392	1,053	840		1,053		840	
55		○		埼玉県	越谷市	342	1,051	882		1,051		882	
56		○		北海道	旭川市	314	1,050	865		1,050		865	
56		○		北海道	函館市	235	1,050	830		1,050		830	
56		○	◎	大阪府	吹田市	384	1,050	939		1,050		939	R7.4.1増額
59	○	○		奈良県	奈良市	346	1,048	885		1,048		885	
60	○	○		福島県	福島市	263	1,048	866		1,048		866	
61	○			佐賀県	佐賀市	226	1,039	820		1,039		820	
62		○		大阪府	豊中市	405	1,035	895		1,035		895	
63		○		広島県	呉市	199	1,034	860		1,034		860	
64	○	○		滋賀県	大津市	343	1,032	897		1,032		897	
65		○		神奈川県	横須賀市	377	1,031	877		1,031		877	
66		○		長野県	松本市	233	1,027	843		1,027		843	R7.9～R7.11の間市長20%減額
67	○	○		鳥取県	鳥取市	178	1,026	850		1,026		850	
68		○		大阪府	寝屋川市	224	1,020	870		1,020		870	
69	○			大阪府	大阪市	2,800	1,669	1,096	40%	1,001	14%	943	減額措置の継続
70	○	○		青森県	青森市	261	1,000	788		1,000		788	
71	○			山口県	山口市	185	990	810		990		810	
72		○		千葉県	柏市	438	975	801		975		801	
73	○	○		茨城県	水戸市	266	1,075	885	10%	968	3%	858	R5.7.1～R9.5.28
74		○		兵庫県	西宮市	480	1,206	974	20%	965	15%	828	R6.1.1～R8.3.31
75		○	※	大阪府	高槻市	345	1,065	935	10%	959	5%	888	減額措置の開始
76	○	○		和歌山県	和歌山市	351	950	820		950		820	
77		○	※	大阪府	東大阪市	477	1,030	870	20%	824		870	減額措置の縮小（30%→20%）
78		○		東京都	八王子市	558	1,110	940	30%	777		940	R6.3.5～当面の間
79		○		大阪府	枚方市	392	1,023	890	30%	716	10%	801	R5.9.23～市長の現任期
80		○		大阪府	八尾市	258	1,010	870	30%	707	20%	696	R5.6.1～R9.4.30
81	○		※	愛知県	名古屋市	2,330	1,467	1,052	定額支給	500		1,052	減額措置の開始 市長を年収800万円相当に調整

順位については、市長の減額後給料月額の順による

(令和7年12月 本市調べ)

「改定等」欄 ◎：報酬月額のプラス改定があった都市、※：減額措置に変更があった都市

県庁所在地市平均	1,169	933		1,122		924
中核市平均	1,083	890		1,055		882
全市平均	1,129	916		1,085		906

高知市順位（独自減額後）	市長	43/81位	中核市	28/62位
	副市長	60/81位	43/62位	
高知市順位（条例上）	市長	48/81位	31/62位	
	副市長	65/81位	48/62位	

## (参考) 都道府県内における高知県

高知県順位（条例上）	知事	1,220	全都道府県	43/47位
	副知事	940	46/47位	

# 19 県庁所在市及び中核市議長等の報酬月額比較

(単位：千円)

順位	県庁所在	中核市	改定等	都道府県名	都市名	人口 (千人)	条例上の 報酬月額			独自減額後（令和7年12月時点）					備考	
							議長	副議長	議員	措置	議長	措置	副議長	措置		議員
1	○			神奈川県	横浜市	3,769	1,179	1,061	953		1,179		1,061		953	
2	○			兵庫県	神戸市	1,486	1,140	1,040	930		1,140		1,040		930	
3	○			広島県	広島市	1,176	1,060	930	860		1,060		930		860	
3	○			福岡県	福岡市	1,660	1,060	970	880		1,060		970		880	
5	○			愛知県	名古屋市	2,330	1,225	1,078	990	15%	1,041	15%	916	15%	842	減額措置の継続
6	○			北海道	札幌市	1,953	1,040	950	860		1,040		950		860	
7	○			宮城県	仙台市	1,091	1,020	910	840		1,020		910		840	
8	○			埼玉県	さいたま市	1,352	992	886	819		992		886		819	
9	○			大阪府	大阪市	2,800	1,080	960	880	12%	950	12%	844	12%	774	減額措置の継続
10	○			千葉県	千葉市	985	930	840	770		930		840		770	
11	○			京都府	京都市	1,431	1,120	1,030	960	20%	896	20%	824	20%	768	減額措置の継続
12	○			岡山県	岡山市	710	850	770	710		850		770		710	
13	○		◎	熊本県	熊本市	729	831	757	686		831		757		686	R7. 4. 1増額
14		○	※	兵庫県	西宮市	480	827	748	687		827		748		687	減額措置終了
15	○			静岡県	静岡市	670	824	735	663		824		735		663	
16		○		兵庫県	姫路市	517	823	747	685		823		747		685	
17	○	○	◎	鹿児島県	鹿児島市	589	814	760	707		814		760		707	R7. 4. 1増額
18	○	○		石川県	金沢市	454	810	745	700		810		745		700	
19	○	○		栃木県	宇都宮市	513	800	710	670		800		710		670	
19		○		兵庫県	尼崎市	457	797	717	640		797		717		640	
21	○	○		和歌山県	和歌山市	351	790	720	660		790		720		660	
21	○			新潟県	新潟市	758	786	707	659		786		707		659	
23		○		岡山県	倉敷市	472	780	720	670		780		720		670	
24	○	○		岐阜県	岐阜市	398	770	700	650		770		700		650	
25		○		愛知県	豊田市	415	767	698	649		767		698		649	
26		○		大阪府	枚方市	392	766	727	669		766		727		669	
26	○	○		大分県	大分市	471	766	695	641		766		695		641	
28		○		広島県	福山市	453	765	685	635		765		685		635	
29		○		千葉県	船橋市	651	759	686	613		759		686		613	
30		○		大阪府	高槻市	345	750	710	660		750		710		660	
30		○		東京都	八王子市	558	750	680	610		750		680		610	
32		○		埼玉県	川口市	608	748	684	641		748		684		641	
33	○	○		長崎県	長崎市	388	744	679	625		744		679		625	
34		○		神奈川県	横須賀市	377	743	680	646		743		680		646	
35	○	○		福井県	福井市	253	740	670	630		740		670		630	
35		○		愛知県	岡崎市	382	740	672	617		740		672		617	
35	○	○		山形県	山形市	238	740	690	640		740		690		640	
35		○		大阪府	吹田市	384	740	700	650		740		700		650	
39	○	○	◎	香川県	高松市	416	735	654	615		735		654		615	R7. 4. 1増額
40		○		兵庫県	明石市	306	732	667	602		732		667		602	
40	○	○		愛媛県	松山市	494	732	654	623		732		654		623	
40	○	○		長野県	長野市	361	732	654	606		732		654		606	
43		○		大阪府	豊中市	405	730	690	635		730		690		635	
44		○		大阪府	東大阪市	477	720	666	630		720		666		630	
45		○		愛知県	豊橋市	365	716	651	585		716		651		585	
46	○	○		富山県	富山市	402	715	645	600		715		645		600	
47	○			徳島県	徳島市	243	714	647	606		714		647		606	
48	○	○		岩手県	盛岡市	276	711	645	617		711		645		617	
49	○	○		秋田県	秋田市	291	704	655	625		704		655		625	
50	○	○		茨城県	水戸市	266	700	630	590		700		630		590	

(単位：千円)

順位	県庁所在	中核市	改定等	都道府県名	都市名	人口(千人)	条例上の報酬月額			独自減額後(令和7年12月時点)					備考	
							議長	副議長	議員	措置	議長	措置	副議長	措置		議員
51		○		大阪府	八尾市	258	700	650	610		700		650		610	
51		○		福島県	いわき市	301	700	660	630		700		660		630	
51	○	○		宮崎県	宮崎市	392	696	625	583		696		625		583	
54	○	○		沖縄県	那覇市	312	694	626	586		694		626		586	
55	○			佐賀県	佐賀市	226	692	607	553		692		607		553	
56		○		青森県	八戸市	214	687	626	597		687		626		597	
57		○		福島県	郡山市	311	685	638	600		685		638		600	
58		○		福岡県	久留米市	300	683	616	582		683		616		582	
59	○	○		福島県	福島市	263	682	636	599		682		636		599	
60		○	※	大阪府	寝屋川市	224	745	705	660	9%	679	9%	639	9%	594	減額措置の縮小(10%→9%)
61	○	○		高知県	高知市	310	678	615	585		678		615		585	
62		○		千葉県	柏市	438	678	606	585		678		606		585	
62		○	◎	長崎県	佐世保市	227	672	611	571		672		611		571	R7.4.1増額
64	○			三重県	津市	267	670	610	550		670		610		550	
65	○	○		山梨県	甲府市	183	660	610	590		660		610		590	
66		○		広島県	呉市	199	660	600	550		660		600		550	
66	○	○		青森県	青森市	261	658	603	580		658		603		580	
68		○		埼玉県	越谷市	342	657	591	575		657		591		575	
69	○	○		滋賀県	大津市	343	657	611	563		657		611		563	
69	○	○		群馬県	前橋市	328	655	620	585		655		620		585	
71		○		山口県	下関市	242	655	590	545		655		590		545	
71		○		愛知県	一宮市	376	648	596	553		648		596		553	
73		○		埼玉県	川越市	353	641	588	576		641		588		576	
74		○		群馬県	高崎市	365	635	605	570		635		605		570	
75		○		北海道	旭川市	314	630	560	520		630		560		520	
76		○		北海道	函館市	235	630	560	510		630		560		510	
76		○		長野県	松本市	233	617	554	497		617		554		497	
78	○	○	◎	島根県	松江市	193	611	527	497		611		527		497	R7.4.1増額
79	○	○	※	奈良県	奈良市	346	733	644	596	19%	596		644		596	減額措置の開始 議長報酬を議員と同額まで減額
79	○	○		鳥取県	鳥取市	178	584	513	475		584		513		475	
81	○			山口県	山口市	185	557	480	449		557		480		449	

順位については、議長の減額後給料月額の順による

(令和7年12月 本市調べ)

「改定等」欄 ◎：報酬月額のプラス改定があった都市、※：減額措置に変更があった都市

県庁所在都市平均	806	728	675		791		718		665
中核市平均	714	652	608		711		651		607
全市平均	766	696	646		757		689		639

高知市順位(独自減額後)	議長	61/81位	44/62位
	副議長	62/81位	46/62位
	議員	60/81位	44/62位
高知市順位(条例上)	議長	62/81位	45/62位
	副議長	62/81位	46/62位
	議員	60/81位	44/62位

## (参考) 都道府県内における高知県

高知県順位(条例上)	給料額	全都道府県
	議長	900 47/47位
	副議長	820 41/47位
	議員	770 44/47位

20 中核市等市議会議員の委員長等の報酬の状況

都市名 (59)	都道府 県名	人口 (千人)	適用 年月	現 行 額 (千円)								
				議長	副議長	議員	常任委 委員長	常任委 副委員長	議会運営 委員長	議会運営 副委員長	特別委 委員長	特別委 副委員長
旭川	北海道	314	R6.4.1	630.0	560.0	520.0	-	-	-	-	-	-
函館	北海道	235	H9.1.1	630.0	560.0	510.0	-	-	-	-	-	-
青森	青森	261	H29.1.1	658.0	603.0	580.0	-	-	-	-	-	-
八戸	青森	214	H30.4.1	687.0	626.0	597.0	-	-	-	-	-	-
盛岡	岩手	276	H20.4.1	711.0	645.0	617.0	-	-	-	-	-	-
秋田	秋田	291	H17.12.1	704.0	655.0	625.0	-	-	-	-	-	-
山形	山形	238	H27.5.1	740.0	690.0	640.0	-	-	-	-	-	-
福島	福島	263	H22.4.1	682.0	635.9	599.0	-	-	-	-	-	-
郡山	福島	311	H24.4.1	685.0	638.0	600.0	-	-	-	-	-	-
いわき	福島	301	H16.4.1	700.0	660.0	630.0	-	-	-	-	-	-
水戸	茨城	266	H10.4.1	700.0	630.0	590.0	-	-	-	-	-	-
宇都宮	栃木	513	H9.2.1	800.0	710.0	670.0	-	-	-	-	-	-
前橋	群馬	328	R2.10.1	655.0	620.0	585.0	-	-	-	-	-	-
高崎	群馬	365	H15.12.1	635.0	605.0	570.0	-	-	-	-	-	-
川越	埼玉	353	H10.4.1	641.0	588.0	576.0	-	-	-	-	-	-
越谷	埼玉	342	H28.4.1	657.0	591.0	575.0	-	-	-	-	-	-
川口	埼玉	608	R1.10.1	748.0	684.0	641.0	-	-	-	-	-	-
船橋	千葉	651	H19.4.1	759.0	686.0	613.0	-	-	-	-	-	-
柏	千葉	438	R6.4.1	677.6	605.6	585.3	-	-	-	-	-	-
八王子	東京都	558	H28.4.1	750.0	680.0	610.0	+20.0	-	+20.0	-	-	-
横須賀	神奈川県	377	H22.4.1	743.0	680.0	646.0	-	-	-	-	-	-
富山	富山	402	H17.4.1	715.0	645.0	600.0	-	-	-	-	-	-
金沢	石川	454	H28.4.1	810.0	745.0	700.0	-	-	-	-	-	-
福井	福井	253	H13.4.1	740.0	670.0	630.0	-	-	-	-	-	-
甲府	山梨	183	H9.4.1	660.0	610.0	590.0	-	-	-	-	-	-
長野	長野	361	R2.1.1	732.0	654.0	606.0	-	-	-	-	-	-
松本	長野	233	H27.4.1	617.0	554.0	497.0	-	-	-	-	-	-
岐阜	岐阜	398	H23.4.1	770.0	700.0	650.0	-	-	-	-	-	-
豊田	愛知	415	R6.4.1	767.0	698.0	649.0	-	-	-	-	-	-
豊橋	愛知	365	H27.4.1	716.0	651.0	585.0	-	-	-	-	-	-
岡崎	愛知	382	R6.10.26	740.0	672.0	617.0	-	-	-	-	-	-
一宮	愛知	376	R6.4.1	648.0	596.0	553.0	-	-	-	-	-	-
大津	滋賀	343	H24.4.1	657.0	611.0	563.0	-	-	-	-	-	-
豊中	大阪府	405	H24.4.1	730.0	690.0	635.0	-	-	-	-	-	-
高槻	大阪府	345	H6.10.1	750.0	710.0	660.0	+20.0	-	+20.0	-	-	-
枚方	大阪府	392	H16.7.1	766.0	727.0	669.0	+19.0	+10.0	+19.0	+10.0	-	-
東大阪	大阪府	477	R2.12.1	720.0	666.0	630.0	-	-	-	-	-	-
寝屋川	大阪府	224	H26.8.1	679.0	639.0	594.0	+10.0	+5.0	-	-	-	-
八尾	大阪府	258	H7.7.1	700.0	650.0	610.0	-	-	-	-	-	-
吹田	大阪府	384	H6.4.1	740.0	700.0	650.0	-	-	-	-	-	-
姫路	兵庫	517	H23.4.1	823.0	747.0	685.0	-	-	-	-	-	-
西宮	兵庫	480	H21.8.1	827.0	748.0	687.0	-	-	-	-	-	-
尼崎	兵庫	457	H20.4.1	797.0	717.0	640.0	-	-	-	-	-	-
明石	兵庫	306	H24.4.1	732.0	667.0	602.0	-	-	-	-	-	-
奈良	奈良	346	H26.4.1	596.0	644.0	596.0	-	-	-	-	-	-
和歌山	和歌山	351	H4.10.1	790.0	720.0	660.0	-	-	-	-	-	-
鳥取	鳥取	178	H17.4.1	584.0	513.0	475.0	-	-	-	-	-	-
松江	島根	193	R7.4.1	611.0	527.0	497.0	-	-	-	-	-	-
倉敷	岡山	472	H8.6.1	780.0	720.0	670.0	-	-	-	-	-	-
福山	広島	453	H9.4.1	765.0	685.0	635.0	-	-	-	-	-	-
呉	広島	199	H6.10.1	660.0	600.0	550.0	+10.0	+5.0	-	-	-	-
下関	山口	242	H25.4.1	655.0	590.0	545.0	+27.0	+13.0	+27.0	+13.0	-	-
久留米	福岡	300	H7.6.1	683.0	616.0	582.0	-	-	-	-	-	-
長崎	長崎	388	R5.5.1	744.0	679.0	625.0	-	-	-	-	-	-
佐世保	長崎	227	R7.4.1	672.0	611.0	571.0	+10.0	+5.0	+10.0	+5.0	-	-
大分	大分	471	H8.4.1	766.0	695.0	641.0	-	-	-	-	-	-
宮崎	宮崎	392	H21.12.1	696.0	625.0	583.0	-	-	-	-	-	-
鹿児島	鹿児島	589	R7.7.1	814.0	760.0	707.0	+10.0	-	-	-	-	-
那覇	沖縄	312	H23.4.1	694.0	626.0	586.0	-	-	-	-	-	-

## 21 四国4市 市議会議員の報酬月額状況

都市名	人口 (千人)	適用年月	現 行 額 (千円)									
			議長	副議長	議員	常任委 委員長	常任委 副委員長	議会運営 委員長	議会運営 副委員長	特別委 委員長	特別委 副委員長	
四国 4市	徳島	243	H 11. 4	714.0	647.0	606.0	—	—	—	—	—	—
	高松	416	R 7. 4	735.0	654.0	615.0	—	—	—	—	—	—
	松山	494	H 12. 12	732.0	654.0	623.0	—	—	—	—	—	—
	高知	310	H 16. 4	678.0	615.0	585.0	—	—	—	—	—	—
	4市平均			714.8	642.5	607.3	—	—	—	—	—	—

## 22 高知県下11市 市議会議員の報酬月額状況

都市名	人口 (千人)	適用年月	現 行 額 (千円)									
			議長	副議長	議員	常任委 委員長	常任委 副委員長	議会運営 委員長	議会運営 副委員長	特別委 委員長	特別委 副委員長	
室戸	11	H 23. 7	320.0	280.0	260.0	+10.0	—	+10.0	—	+10.0	—	
安芸	15	H 9. 4	385.0	335.0	315.0	+10.0	—	+10.0	—	—	—	
香美	24	H 23. 4	390.0	330.0	285.0	+25.0	—	+25.0	—	—	—	
香南	32	H 18. 3	390.0	350.0	290.0	+20.0	—	+20.0	—	—	—	
南国	46	H 23. 4	460.0	420.0	390.0	+10.0	—	+10.0	—	—	—	
土佐	26	H 16. 4	410.0	370.0	345.0	+10.0	—	+10.0	—	—	—	
須崎	18	R 4. 4	375.0	320.0	300.0	+10.0	—	+10.0	—	—	—	
四万十	31	R 4. 4	421.0	358.0	333.0	+10.0	—	+10.0	—	—	—	
宿毛	18	H 15. 4	405.0	340.0	315.0	+10.0	—	+10.0	—	—	—	
土佐清水	11	H 22. 7	351.0	297.0	270.0	+ 9.0	—	+ 9.0	—	—	—	
高知	310	H 16. 4	678.0	615.0	585.0	—	—	—	—	—	—	
平均(高知市除く)			390.7	340.0	310.3	+12.4	—	+12.4	—	+10.0	—	

## 23 高知県下11市 特別職の給料月額状況

都市名	人口 (千人)	適用年月	減額前 (千円)		減額後(千円)			備考	
			市長	副市長	措置	市長	措置		副市長
室戸	11	R 7. 4	680.0	593.0		680.0		593.0	R7. 4. 1増額
安芸	15	R 4. 4	738.0	628.0		738.0		628.0	
香美	24	H 23. 4	740.0	615.0		740.0		615.0	
香南	32	H 19. 4	765.0	655.0		765.0		655.0	
南国	46	H 16. 10	815.0	684.0		815.0		684.0	
土佐	26	H 28. 4	740.0	632.0		740.0		632.0	
須崎	18	H 16. 4	738.0	651.0		738.0		651.0	
四万十	31	H 22. 4	820.0	683.0		820.0		683.0	
宿毛	18	H 24. 4	734.0	628.0		734.0		628.0	
土佐清水	11	R 7. 4	702.0	617.0		702.0		617.0	R7. 4. 1増額
高知	310	H 16. 4	1,075.0	866.0		1075.0		866.0	
平均(高知市除く)			747.2	638.6		747.2		638.6	

## 24 委員会委員長職等への報酬加算の検討経過

平成26年度報酬等審議会において議会事務局より委員会委員長職等への報酬加算の導入について諮問の要請があり、審議した結果、以下のとおりと判断された。

平成26年報酬等審議会 勧告書附言（抜粋）

議会の委員会委員長報酬等への報酬加算の導入については、本市の特別職全体の水準が他都市と比較して低位であることから、今後、全体水準の見直しを図る際に改めて検討すべき課題と判断した。

### 提案内容

（導入理由）

#### ① 政策・施策評価実施に伴う職務

2011高知市総合計画第1次実施計画の計画期間終了に伴い、施策単位でこれまでの取組を検証する政策・施策評価が実施され、その結果が執行部より議会に報告された。この報告に対し議会では、正副委員長会や議会運営委員会を開催し、議会としての政策・施策評価を行い市長に対して議会意見を提出した。今後、3年毎に政策・施策評価に対する議会意見が求められる見込みである。

#### ② 議会独自の事務事業評価に伴う職務

執行部の実施する事務事業評価とは別に、議会独自で事務事業評価を実施し、翌年度予算に反映させるため市長に対して提言書等の提出を行うこととした。今後、この事務事業評価については毎年実施する見込みである。

#### ③ 委員長職による諸会議への出席

各常任委員会委員長に対しては、所管する事項に関わる住民団体等が主催する会議等への参加要請が多く、出席が必要である。

以上、各常任委員会及び議会運営委員会の正副委員長には、評価対象施策等の選定、意見集約などにおいて調整等、新たな職責が課せられる見込みであるため、その重責に鑑みて、常任委員会及び議会運営委員会の正副委員長に対する報酬加算を求めるもの。

（報酬改定案）

区分	現行	改定（案）	改定額
議長	678,000	678,000	—
副議長	615,000	615,000	—
常任委員会委員長	585,000	605,000	+20,000
議会運営委員会委員長	(加算なし)		
常任委員会副委員長	585,000	595,000	+10,000
議会運営委員会副委員長	(加算なし)		
議員	585,000	585,000	—

※ 議員報酬変遷

年度	報酬月額 (円)						定数 (人) ※1	議員報酬 等決算額 (千円) ※2	市民1人 当たり 決算額 (円) ※3	備 考	高知県 最低賃金 (円)	指数 ※4	高知市 消費者 物価指数 ※5
	議長	改定額	副議長	改定額	議員	改定額							
10	697,000	+6千	632,000	+4千	600,000	+5千	40	395,186	1,225		596	97.5	98.7
11	697,000		632,000		600,000		40	417,831	1,292		601	98.4	98.9
12	697,000		632,000		600,000		40	420,326	1,298		606	99.2	98.1
13	697,000		632,000		600,000		40	401,326	1,234		610	99.8	97.3
14	697,000		632,000		600,000		40	396,479	1,214		611	100.0	96.3
15	685,000	△1万2千	621,000	△1万1千	590,000	△1万	40	403,796	1,236		611	100.0	95.9
16	678,000	△7千	615,000	△6千	585,000	△5千	40	408,437	1,250		611	100.0	96.0
17	678,000		615,000		585,000		40	419,136	1,273		613	100.3	95.6
18	678,000		615,000		585,000		42	411,644	1,256	2村合併により 定数+2	615	100.7	95.3
19	678,000		615,000		585,000		42	434,027	1,330		622	101.8	95.3
20	678,000		615,000		585,000		44	460,126	1,349	春野合併により 定数+2	630	103.1	96.7
21	678,000		615,000		585,000		44	447,979	1,317		631	103.3	95.7
22	678,000		615,000		585,000		34	443,330	1,304	定数削減により 定数△10※6	642	105.1	95.1
23	678,000		615,000		585,000		34	597,001	1,759		645	105.6	94.8
24	678,000		615,000		585,000		34	437,637	1,295		652	106.7	94.7
25	678,000		615,000		585,000		34	421,636	1,246		664	108.7	94.9
26	678,000		615,000		585,000		34	425,037	1,261		677	110.8	97.6
27	678,000		615,000		585,000		34	448,902	1,336		693	113.4	98.7
28	678,000		615,000		585,000		34	417,345	1,249		715	117.0	98.5
29	678,000		615,000		585,000		34	415,419	1,251		737	120.6	99.2
30	678,000		615,000		585,000		34	413,007	1,251		762	124.7	99.6
31	678,000		615,000		585,000		34	406,193	1,237		790	129.3	100.1
2	678,000		615,000		585,000		34	400,322	1,229		792	129.6	100.0
3	678,000		615,000		585,000		34	390,183	1,206		820	134.2	99.7
4	678,000		615,000		585,000		34	383,079	1,194		853	139.6	101.6
5	678,000		615,000		585,000		34	376,872	1,186		897	146.8	105.2
6	678,000		615,000		585,000		34	393,984	1,254		952	155.8	108.3
7	678,000		615,000		585,000		34	388,211	1,252		1,023	167.4	-

※1 合併特例による定数含む

※2 令和7年度は当初予算額。また、決算額には報酬及び期末手当、議員年金負担金含む

※3 各年4月1日時点の住民基本台帳人口で算出

※4 平成16年度を100とした場合の数値

※5 令和2年を100とした場合の数値（令和7年指数は未確定）

※6 定数△10人により585千円×12か月×10人=70,200千円の報酬減

※ 独自減額状況

年度	市議会議員	市長	副市長	一般職員	国家公務員
17	期末手当年額△120千円	報酬月額△10%	報酬月額△10%	全職員△2～△5%	
18	↓	↓	↓	主査以上△1～△3%	
19	↓	↓	↓	課長級以上△3%	
20	↓	↓	↓	↓	
21	期末手当年額△240千円	報酬月額△20%	報酬月額△15%	↓	
22	↓	↓	↓	若年層のぞき△1～△5%	
23	期末手当年額△120千円	↓	↓	主任以上職員△1～3%	
24	↓	↓	↓	↓	平均△7.8%
25.9まで		↓	↓		↓
25.10以降	12月期末手当△60千円	報酬月額△25%	報酬月額△20%	主査以上△1.5～△5%	
26		報酬月額△10%	報酬月額△5%		
27		↓	↓		
～		↓	↓		
4		↓	↓		
5.11.29まで					
6.1.1～ 6.3.31		報酬月額△10%	報酬月額△5%		
6.4.1～		減額措置終了	減額措置終了		

25 中核市等政務活動費の状況

都市名 (59)	都道府 県名	人口 (千人)	政務活動費交付額(1議員月額)					(単位:円)		
			令和7年度	令和6年度	改定差額	前年度比	条例施行前	条例施行前比	交付額 改定時期	
旭川	北海道	314	80,000	80,000	0	100.0%	80,000	100.0%	H13.4.1	
函館	北海道	235	45,000	45,000	0	100.0%	50,000	90.0%	H24.4.1	
青森	青森	261	90,000	90,000	0	100.0%	90,000	100.0%	H16.4.1	
八戸	青森	214	80,000	80,000	0	100.0%	20,000	400.0%	H13.4.1	
盛岡	岩手	276	50,000	50,000	0	100.0%	50,000	100.0%	H20.4.1	
秋田	秋田	291	100,000	100,000	0	100.0%	100,000	100.0%	H13.4.1	
山形	山形	238	100,000	100,000	0	100.0%	100,000	100.0%	H27.5.1	
福島	福島	263	100,000	100,000	0	100.0%	100,000	100.0%	H13.4.1	
郡山	福島	311	100,000	100,000	0	100.0%	100,000	100.0%	H23.4.1	
いわき	福島	301	110,000	110,000	0	100.0%	110,000	100.0%	H13.4.1	
水戸	茨城	266	90,000	90,000	0	100.0%	90,000	100.0%	H24.12.26	
宇都宮	栃木	513	100,000	100,000	0	100.0%	100,000	100.0%	H22.4.1	
前橋	群馬	328	100,000	100,000	0	100.0%	80,000	125.0%	H13.4.1	
高崎	群馬	365	58,300	58,300	0	100.0%	83,333	70.0%	R5.6.26	
川越	埼玉	353	70,000	70,000	0	100.0%	70,000	100.0%	H23.4.1	
越谷	埼玉	342	80,000	80,000	0	100.0%	40,000	200.0%	R5.6.1	
川口	埼玉	608	180,000	180,000	0	100.0%	180,000	100.0%	H20.4.1	
船橋	千葉	651	80,000	80,000	0	100.0%	80,000	100.0%	H13.4.1	
柏	千葉	438	70,000	80,000	10,000 減	87.5%	80,000	87.5%	R7.4.1	
八王子	東京都	558	60,000	60,000	0	100.0%	60,000	100.0%	H14.4.1	
横須賀	神奈川	377	130,000	130,000	0	100.0%	139,000	93.5%	R3.4.1	
富山	富山	402	150,000	150,000	0	100.0%	150,000	100.0%	H17.4.1	
金沢	石川	454	160,000	160,000	0	100.0%	180,000	88.9%	H28.4.1	
福井	福井	253	150,000	150,000	0	100.0%	150,000	100.0%	H13.4.1	
甲府	山梨	183	40,000	40,000	0	100.0%	40,000	100.0%	H28.4.1	
長野	長野	361	85,000	85,000	0	100.0%	85,000	100.0%	H21.4.1	
松本	長野	233	20,830	20,830	0	100.0%	20,830	100.0%	H13.4.1	
岐阜	岐阜	398	150,000	150,000	0	100.0%	150,000	100.0%	H23.4.1	
豊田	愛知	415	50,000	50,000	0	100.0%	44,166	113.2%	H31.4.1	
豊橋	愛知	365	90,000	90,000	0	100.0%	90,000	100.0%	R1.5.1	
岡崎	愛知	382	50,000	50,000	0	100.0%	50,000	100.0%	H20.4.1	
一宮	愛知	376	50,000	50,000	0	100.0%	50,000	100.0%	H25.4.1	
大津	滋賀	343	70,000	70,000	0	100.0%	70,000	100.0%	H23.4.1	
豊中	大阪府	405	70,000	70,000	0	100.0%	70,000	100.0%	H24.4.1	
高槻	大阪府	345	70,000	70,000	0	100.0%	70,000	100.0%	H20.4.1	
枚方	大阪府	392	70,000	70,000	0	100.0%	70,000	100.0%	H19.4.1	
東大阪	大阪府	477	150,000	150,000	0	100.0%	200,000	75.0%	H26.11.1	
寝屋川	大阪府	224	45,000	45,000	0	100.0%	45,000	100.0%	H27.4.1	
八尾	大阪府	258	70,000	70,000	0	100.0%	70,000	100.0%	H13.4.1	
吹田	大阪府	384	110,000	110,000	0	100.0%	110,000	100.0%	H13.4.1	
姫路	兵庫	517	85,000	85,000	0	100.0%	85,000	100.0%	H4.4.1	
西宮	兵庫	480	120,000	120,000	0	100.0%	150,000	80.0%	H27.4.1	
尼崎	兵庫	457	100,000	100,000	0	100.0%	75,000	133.3%	R4.4.1	
明石	兵庫	306	80,000	80,000	0	100.0%	80,000	100.0%	H23.5.1	
奈良	奈良	346	70,000	70,000	0	100.0%	70,000	100.0%	H26.4.1	
和歌山	和歌山	351	100,000	100,000	0	100.0%	100,000	100.0%	H20.4.1	
鳥取	鳥取	178	30,000	30,000	0	100.0%	30,000	100.0%	H17.4.1	
松江	島根	193	40,000	40,000	0	100.0%	25,000	160.0%	H21.4.1	
倉敷	岡山	472	150,000	150,000	0	100.0%	150,000	100.0%	R6.4.1	
福山	広島	453	130,000	130,000	0	100.0%	130,000	100.0%	H18.9.25	
呉	広島	199	50,000	50,000	0	100.0%	50,000	100.0%	H4.4.1	
下関	山口	242	50,000	50,000	0	100.0%	50,000	100.0%	H25.3.1	
久留米	福岡	300	50,000	50,000	0	100.0%	50,000	100.0%	H13.4.1	
長崎	長崎	388	150,000	150,000	0	100.0%	150,000	100.0%	H17.1.1	
佐世保	長崎	227	50,000	50,000	0	100.0%	50,000	100.0%	H25.3.1	
大分	大分	471	100,000	100,000	0	100.0%	100,000	100.0%	H13.4.1	
宮崎	宮崎	392	80,000	80,000	0	100.0%	80,000	100.0%	H13.4.1	
鹿児島	鹿児島	589	150,000	150,000	0	100.0%	80,000	187.5%	H6.4.1	
那覇	沖縄	312	90,000	90,000	0	100.0%	150,000	60.0%	H22.7.1	

都市名	県名	人口 (千人)	政務活動費交付額(1議員月額)						(単位:円)	
			令和7年度	令和6年度	改定差額	前年度比	条例施行前	条例施行前比	交付額 改定時期	
四 国 4 市	徳島	徳島	243	70,000	70,000	0	100.0%	70,000	100.0%	H13.7.1
	高松	香川	416	100,000	100,000	0	100.0%	80,000	125.0%	H17.4.1
	松山	愛媛	494	102,000	102,000	0	100.0%	80,000	127.5%	H13.4.1
	高知	高知	310	100,000	100,000	0	100.0%	80,000	125.0%	H20.4.1
	4市平均			93,000	93,000			77,500		

(参 考)

政務活動費交付額の階層

10万円未満	37 市
10万円以上 20万円未満	26 市
20万円以上	0 市

政務活動費交付額の平均

中核市 (59市)	88,000 円
中核市+四国4市	88,000 円

※千円未満四捨五入

## 26 市議会議員の活動状況 (令和7年度市政あんないから抜粋)

# 活 動 状 況

### 1 6年本会議開催状況

区 分	本 会 議				会 議 延時間	質 問 日数	質 問 者数	質 問 時間	平均 質 問 時間	答 弁 時間	平均答弁時間 (質問者 1人当たり)
	No.	会 期	日数								
3月定例会	500	3.5～3.27	23	8	24:01	6	19 (10)	10:44	0:34	10:04	0:32
6月定例会	501	6.13～7.1	19	7	15:20	4	14 (14)	7:28	0:32	5:48	0:25
7月臨時会	502	7.30～7.31	2	2	1:04	1	2	0:26	0:13	0:14	0:07
9月定例会	503	9.9～9.30	22	7	21:02	5	20 (16)	9:45	0:29	9:00	0:27
10月臨時会	504	10.28	1	1	0:12	-	-	-	-	-	-
12月定例会	505	12.5～12.23	19	6	17:01	4	16 (13)	7:54	0:30	7:16	0:27
計			86	31	78:40	20	71 (53)	36:17	-	32:22	-
平均(臨時会を除く)			20.8	7.0	19:21	4.8	17 (13)	8:58	0:31	8:02	0:28

(注) 質問者数の下段( )は一問一答方式の選択者数で内数

## 2 6年議案審議状況

区分	本 会 議 No.	市長提出議案						報 告	採 決 結 果									議員提出議案			採決結果			
		条 例	予 算	決 算	専 決	そ の 他	計		原 案 可 決	修 正 可 決	承 認	同 意	認 定	異 議 な き 旨 答 申	否 決	繼 続 審 査	撤 回	条 例	そ の 他	計	原 案 可 決	否 決	繼 続 審 査	撤 回
3月(定)	500	43	21	-	1	14 (9)	79	6	74	-	1	4	-	-	-	-	1	7	8	5	3	-	-	
6月(定)	501	10	1	1	1	8 (2)	21	9	17	-	1	1	1	1	-	-	-	6	6	1	5	-	-	
7月(臨)	502	2	1	-	-	-	3	-	3	-	-	-	-	-	-	-	-	0	-	-	-	-		
9月(定)	503	4	5	3	-	6 (4)	18	8	13	-	-	2	3	-	-	-	-	8	8	3	5	-	-	
10月(臨)	504	-	-	-	1	1 (1)	2	-	-	-	1	1	-	-	-	-	-	0	-	-	-	-		
12月(定)	505	18	11	-	-	8 (5)	37	2	35	-	-	1	-	1	-	-	1	4	5	1	4	-	-	
計		77	39	4	3	37 (21)	160	25	142	0	3	9	4	2	0	0	0	2	25	27	10	17	0	0

(注) ①区分欄 (定) は定例会、(臨) は臨時会

②市長提出議案 その他欄 ( ) は、地方自治法第96条第1項第15号の件数

## 3 請願・陳情処理状況

(6年付託分、6年末処理状況)

区 分	請 願	陳 情							
		付 託 件 数	処 理 状 況						受 理 件 数
			採 択	一 部 採 択	不 採 択	繼 続 審 査	審 議 未 了	取 り 下 げ	
常 任 委 員 会	総 務	4	-	-	3	-	-	1	5
	経 済 文 教	4	-	-	4	-	-	-	
	建 設 環 境	3	-	-	3	-	-	-	
	厚 生	9	-	-	9	-	-	-	
議会運営委員会	1	-	-	1	-	-	-		
計		21	0	0	20	0	0	1	

(注) 陳情は文書表を全議員に配付する取り扱い

#### 4 6年委員会等開催状況

区分	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	計
常任委員会	総務			1 1:39		2 0:51			2 1:56			1 1:19	6 5:45
	経済文教			2 1:39		2 1:07	1 0:25		2 1:53		1 0:29	1 2:29	9 8:02
	建設環境			1 1:31		2 1:06			2 1:05			1 1:08	6 4:50
	厚生			1 1:42		2 0:46			1 0:55			1 0:26	5 3:49
特別委員会	行財政改革調査		1 0:02		1 1:24						1 1:15		3 2:41
	南海地震等災害対策調査	1 2:26			1 0:32			1 1:19					3 4:17
	まちづくり調査		1 0:44			1 1:12	1 0:58				1 0:57		4 3:51
予算決算常任委員会	全体会			1 0:57		1 0:21	1 0:04		1 1:03	1 0:02		1 0:34	6 3:01
	総務分科会			3 6:28		1 0:32			2 6:53	1 0:05		1 1:05	8 15:03
	経済文教分科会			2 4:23		1 1:53	1 0:16		1 4:33			1 1:08	6 12:13
	建設環境分科会			2 2:41		1 0:21			1 3:28			1 0:23	5 6:53
	厚生分科会			2 5:41		1 0:46			2 5:03			1 1:39	6 13:09
合計	1 2:26	2 0:46	15 26:41	1 0:32	1 1:24	14 8:55	4 1:43	1 1:19	14 26:49	2 0:07	3 2:41	9 10:11	67 83:34
議員総会	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	0
議会運営委員会	-	1 0:20	3 0:14	-	-	4 0:22	2 0:20	1 0:11	3 0:10	1 0:06	1 0:20	3 0:21	19 2:24
各派代表者会	-	-	2 0:40	1 0:15	1 0:18	3 1:15	1 0:28	-	3 2:13	1 0:30	1 0:58	1 0:09	14 6:46

(注) 上段…開催数、下段…所要時間 (視察は除く)

## 5 6年議員提出議案

区 分	議 案 名	結 果
第500回 定例会 (3月)	1 高知市報酬並びに費用弁償条例の特例に関する条例制定議案	原案可決
	2 地方における訪問介護事業所への支援を求める意見書議案	〃
	3 若者のオーバードーズ（薬物の過剰摂取）防止対策の強化を求める意見書議案	〃
	4 基礎定数改善による正規教員増を求める意見書議案	〃
	5 地方創生に貢献するサーキュラーエコノミー（循環経済）の一層の推進を求め る意見書議案	〃
	6 ライドシェアの導入について慎重な検討とタクシーも含めた地域公共交通を強 化する施策の推進を求める意見書議案	否 決
	7 ジェンダー平等の実現に向け男女賃金格差の是正を求める意見書議案	〃
	8 政治資金規正法に係る疑惑解明を求める意見書議案	〃
第501回 定例会 (6月)	9 聴覚補助機器等の積極的な活用への支援を求める意見書議案	原案可決
	10 自治体への指示権を創設する地方自治法改正の撤回を求める意見書議案	否 決
	11 地方公共団体の情報システム標準化の運用経費に対する財政措置を求める意見 書議案	〃
	12 災害発生時における信頼性の高い情報連携体制の構築への支援を求める意見書 議案	〃
	13 下水道の維持管理・更新におけるウォーターPPP導入に向けての丁寧な対応 を求める意見書議案	〃
	14 地域における「こども誰でも通園制度」の制度拡充等を求める意見書議案	〃
第503回 定例会 (9月)	15 ひきこもり支援基本法の制定を求める意見書議案	原案可決
	16 慢性閉塞性肺疾患（COPD）の潜在的な患者に対する適切な対応を求める意 見書議案	〃
	17 自動運転移動サービス等の社会実装に向けた環境整備を求める意見書議案	〃
	18 地方財政の充実・強化を求める意見書議案	否 決
	19 公立小中学校等の老朽化対策等施設整備のための予算確保、拡充を求める意見 書議案	〃
	20 子ども医療費助成の後退を許さず、さらなる充実を求める意見書議案	〃
	21 酷暑から命と健康を守る生活保護制度の運用改善を求める意見書議案	〃
	22 教員配置の在り方を見直し、学校現場への配置を優先するよう求める意見書議 案	〃
第505回 定例会 (12月)	23 高知市議会会議規則の一部を改正する規則議案	原案可決
	24 中山間地域等直接支払制度の継続、拡充を求める意見書議案	否 決
	25 学校給食費無償化の検討を加速するよう求める意見書議案	〃
	26 高額療養費制度の限度額等の見直しについて慎重審議を求める意見書議案	〃
	27 地域の周産期医療を維持するため診療報酬要件の緩和を求める意見書議案	〃

## 6 広聴活動

広報広聴委員会の主催で、投票率の向上や議会活動への関心を高め、議会の広聴機能の強化を図ることを目的に、令和6年11月24日に市民との意見交換会を開催した。また、7年2月14日に高知商業高等学校で開催された「第25回ステップアップ市商会議」に参加し、意見交換を行った。